

令和4年12月14日

東京都知事  
小池百合子様

東京都社会保険労務士会  
会長 寺田 晃



## 要 望 書

貴職におかれましては、コロナ禍の厳しい状況の中であって、スピード感を持ち、「感染を止める、社会は止めない」との方針のもと、オミクロン株の脅威から、都民の命と暮らしを守るため、強力なリーダーシップを発揮され、常に都民ファーストの視点で行政を推進されていることに心から敬意を表します。

新型コロナウイルスは、勤労者の健康や生命を脅かしてきましたが、一方で働く場所を限定しないテレワークなどにより、長い通勤時間を別の有効な時間に活用できるなど思わぬ副産物となる新たなウェルビーイングをもたらしました。他方で、労働時間管理や職場内コミュニケーションなどにおいて新たな課題も浮き彫りになってきました。引き続き、感染症対策の徹底に加え、経済の再生、回復に向けた政策の展開にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

さて、東京都におかれましては、SDGs 実現に向け、地球規模の課題解決を目指し、持続可能な都市・東京を実現するべく、様々な活動を推進しておられることに敬意を表するものであります。東京都社会保険労務士会（以下、「当会」といいます。）は、社会保険労務士の活動を通して、人の心に寄り添い、持続可能な世界を創る努力を続けるとともに、「人を大切にする企業づくり」から「人を大切にする社会づくり」への実現を大きな目標に掲げ、今後も東京都とともに活動してまいりたいと考えております。

また、東京都が進めている「働き方改革促進事業」について、当会及び当会会員である社会保険労務士も積極的に協力させていただいております。働き方改革促進においては、経営者も労働者とともに良好な労使関係づくりを目指すよう、当会会員である社会保険労務士が今後も前向きに取り組んでまいりますので、以下の要望にご理解を賜り、労働・社会保険諸法令の専門家である社会保険労務士を今後もますますご活用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 1 労働条件調査の導入等について

社会保険労務士による「労働条件調査」は、一般競争入札等により国又は地方自治体が行う公共事業の実施に関する委託を受けた企業について、労働基準法等の労働社会保険諸法令に基づく規程類・帳簿書類の整備状況を確認するとともに、労働条件が確保され、労働者が生き生きと働くことができる職場となっていることを確認するものです。労働者が安心・安全に働ける職場こそが、業務受託企業が提供する都民サービスの質の向上に繋がります。また、働き方改革実現のため、労働環境について現状把握をするためにも労働条件調査は大きな意味を有すると考えられます。東京都では、約 200 の施設について、「東京都指定管理者選定等に関する指針」に基づき、外部の専門家を含む委員会を設置して、指定管理者の選定及びその管理運営状況の評価を行っているところですが、東京都が責任を持って管理運営する事業の指定管理者に法令違反があつてはなりません。

つきましては、社会保険労務士の専門的な知識やノウハウを一層活用していただき、指定管理者選定・更新、指定管理契約の中間審査として、また、東京都が発注する建設工事の労働条件及び労働環境に関する特別調査について、社会保険労務士による「労働条件調査」の導入及び活用を要望いたします。

## 2 治療と仕事の両立支援について

疾病や障害を抱える労働者の中には、仕事上の理由で適切な治療を受けることができない場合や疾病に対する労働者自身の不十分な理解や職場の理解・支援体制不足により離職に至ってしまう事案が見受けられます。様々な病気の治療を行う患者とその家族が安心して適切な治療を受け、社会復帰及び就業継続を可能とするためには、企業の積極的な両立支援の取組はもとより、職場の理解や協力を得るため、健康保険法をはじめとする社会保険に関する法令や労働関係諸法令について正しく理解することが必要です。まさに労働・社会保険諸法令の専門家であり、企業の人事や労務に関するコンサルタントでもある社会保険労務士は、治療と仕事の両立支援の一助となると自負しております。

当会では、「東京都がん診療連携拠点病院等へのトライアル事業」として、医療機関が治療と仕事の両立支援に関する就労相談やセミナー開催に当たって、無料で支援を行うことについて周知・勧奨を行っています。

つきましては、がん診療連携拠点病院等の医療機関、特にがん相談支援センターにおいて、患者とその家族や医療従事者、事業主を対象とした就労支援のための相談員の派遣や医療従事者向けの院内研修会の定期開催など、社会保険労務士を積極的に活用していただきますよう要望いたします。

以上

東京都知事 小池 百合子様

東京都商工会連合会  
会長 山下 真一

## 令和 5 年度東京都予算に対する要望

長期にわたる新型コロナウイルス感染症の拡大は、地域経済と中小・小規模企業の経営に深刻な影響を及ぼした。現在では、第八波のおそれがあるものの、ワクチン接種の進展や感染予防対策の定着などが進んだことにより、行動制限の緩和や外国人観光客受け入れの再開など人流や経済活動も戻りつつある。しかし、3 年以上に及ぶコロナ禍において消費や経済活動も大幅に変化したため、新たな日常に対応することが困難な中小・小規模企業は売上減少など引き続き厳しい状況に置かれている。また、喫緊の課題である深刻な人手不足、DX 対応による生産性の向上、事業承継問題も継続している。

さらに、ロシアのウクライナ侵攻に伴う原油・原材料の高騰と電力需給のひっ迫、急激な円安も加わり、経営を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

東京都におかれては、こうした厳しい経営環境のなか、ポスト・コロナと原油高騰、原材料不足への対応や、節電、省エネにも取り組む多摩・島嶼地域の中小・小規模企業を強力に支援するための予算を引き続き十分に確保されるとともに、多摩の魅力を観光やビジネスに結び付け多摩地域の持続的発展を支援されたい。

本会は、東京都、国などの関係機関とこれまで以上に連携して現下の困難な経営環境のもと、地域経済・社会の発展に貢献していく所存であり、そのためにも地域にとってなくてはならない商工会の切なる要望を是非とも実現していただきたく、27 商工会 2 万 9 千の会員の総意を持って強くお願いする。

### 一. 持続可能な未来に向けた中小・小規模企業支援

1. 原油・原材料高騰等への対策と新たな時代に向けた支援の強化について
2. 中小・小規模企業の事業の継続に対する支援の強化について
3. 中小・小規模企業の危機管理に対する支援の強化について

### 二. 小規模企業振興

1. 小規模企業への支援の更なる充実について
2. 商工会等を中核に支援力を強化した実効性ある支援体制の強化について
3. 中小・小規模企業の働き方改革の実施に対する支援の強化について
4. 消費税の軽減税率制度に対応するための支援の強化について

### 三. 観光振興

1. 多摩の観光振興を推進する広域的なネットワークへの支援の強化について
2. 多摩地域への観光客誘致について
3. 多摩地域から羽田空港への鉄道アクセスの強化について
4. 島しょ地域の活性化及び観光産業に対する支援について

#### **四. ものづくり振興**

1. ものづくり中小・小規模企業への支援の充実について
2. 中小・小規模企業の人材確保支援事業に対する支援の継続について

#### **五. 多摩地域要望**

1. 横田飛行場の民間利用促進について
2. 多摩地域都市基盤整備等の早期実現について
3. 大規模小売店舗による地域社会への貢献について

#### **六. 島嶼地域要望**

1. 離島航空路線の便数確保及び燃料への補助制度の支援について
2. 小笠原空港の早期開設について

(詳細以下の通り)

## 一. 持続可能な未来に向けた中小・小規模企業支援

### 1. 原油・原材料高騰等への対策と新たな時代に向けた支援の強化について

#### (1) 原油・原材料価格高騰等に伴い影響を受ける事業者への支援の強化

ロシアによるウクライナ侵攻により世界情勢が不安定化するなか、原油価格の高騰、工業製品等に必要な原材料の不足や価格高騰、小麦をはじめとした食料品価格の高騰などにより、多くの中小・小規模企業は多大な影響を受け、厳しい経営状況に直面している。

東京都は緊急融資や原油高騰対策の助成金などにより、引き続き中小事業者の経営を強力に支援されたい。

また、知事の推進するHTT(脱炭素化、省エネルギー対策等)に取り組む中小・小規模企業に対し、その取組を促進するため設備導入等への助成金を措置されたい。

#### (2) デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進支援の強化

コロナ禍における感染症予防対策が進められる中、テレワークの導入による新しい働き方の普及拡大、Webを活用したオンラインによる会議や打合せの定着、電子決裁やECサイトの拡大などが飛躍的に進んだことにより、中小・小規模企業においてもデジタルを活用した経営に早急に対応することが喫緊の課題となっている。

しかし、経営者の高齢化が進み、経営資源が乏しい中小・小規模企業では現場で活用できるまでに時間を要する。適切な情報提供と専門的なアドバイスがあり、負担の軽減があれば新たなビジネスチャンスを掴むことができる。最新技術の導入やテレワークに対する補助制度を充実するなど、規模に関係なくICTが活用できるように支援を強化されたい。

また、「ポスト・コロナ」時代の決済手段としてキャッシュレス決済を定着させることが必要であるが、経営状況が回復していない中での費用負担がより推進を妨げることになるため、小規模企業が導入できるよう初期導入費用への助成、手数料の低減や補助、決済後の入金までの時間短縮など体制整備等について支援されたい。

さらに通信インフラが拡充される一方で、セキュリティ技術に長けた人材は供給が追い付いていない。人やモノがネットにつながり、それらを中心に社会が回ることから、地域ごとにサイバーセキュリティを担う人材を配置することが望まれる。特に中小企業ではセキュリティ対応が弱いことから中小企業のセキュリテ

ィを支援する人材を育成・活用するため商工会に予算措置していただきたい。

### **(3) 多摩・島しょ地域の「マネージングリーダー」養成に向けた支援**

脱炭素社会に向けたHTT(電力を減らす・創る・蓄める)の推進や、デジタル化社会に向けたデジタルトランスフォーメーション(DX)への対応など、中小・小規模企業が社会的課題と生産性向上への対応を同時に進めていくためには、企業と地域を牽引するマネジメントができるリーダー「マネージングリーダー」を養成し、その取り組みを各地域で加速させることが重要である。

そのため、多摩島嶼地域における若手経営者や後継者、商工会青年部の中から「マネージングリーダー」を養成する取り組みへの支援を強く要望する。

## **2. 中小・小規模企業の事業の継続に対する支援の強化について**

### **(1) 事業変革に向けた取り組みへの支援強化**

長引く新型コロナウイルス感染症や原油・原材料価格の高騰などの影響により、多くの中小・小規模企業は厳しい経営状況を強いられており、事業を継続するため、新たな商品・サービスの開発、顧客や取引先の変更、営業手法の変更等、事業の変革に取り組んでいる。しかし、経営資源が脆弱な中小・小規模企業においては、その取り組みが十分に進んでいるとは言えない。

事業変革の機運が高まる中で、様々な業種で具体的な取り組みが推進できるよう新商品・サービス開発や業態転換等の取り組み、販路開拓等に対する補助金(業態転換支援事業、非対面型サービス導入支援事業等)の拡充や期間の延長、融資制度における利子補給や信用保証料補助及び返済期間の延長、手続きの簡素化など、必要な予算を確保し、資金支援を拡充・強化されたい。

### **(2) 事業承継と経営資源をつなぐための支援制度の拡充**

経営資源が十分でない小規模企業においてはこうした変化への対応が難しく、また資本力も乏しいことから、今後、廃業を余儀なくするケースが増えることが予想される。

当会では、事業承継や経営資源の引き継ぎを促進させるため、令和3年度より「多摩・島しょ地域資源承継支援助成金」事業に取り組んでいるが、事業承継や経営資源引き継ぎにおける資金需要やタイミングは事業者ごとに違いがある。また、区部の経営資源を多摩地域において引継ぎ、活用するケースなどもあること

から、助成限度額の拡充、経営資源引継支援の対象範囲や対象期間の拡大など、本制度のさらなる拡充を図り、地域にとって必要な事業者や重要な経営資源を残せるよう充実強化されたい。

### **(3) 新規開業、創業支援に対する支援の強化**

新型コロナウイルス感染症拡大によって当たり前だと思われてきた常識が激変し、事業者においては厳しい経営を強いられている一方で、新しい生活様式や従来にない新たな価値観が生まれるなど、こうした時代だからこそビジネスチャンスであるとも言える。また経営資源を引継ぎながら創業することで、取引先や顧客を確保しながら、かつ費用負担を軽減してスタートするといった新たな創業のカタチも生まれている。

倒産や廃業が増える中で、創業に対する支援は大変重要なものであり、より強力で促進させることが急務である。コロナ禍において創業希望者が一步踏み出す後押しとなるよう創業助成の拡充や創業融資における利子補給（無利子化）など資金面の支援を充実させるとともに、既存事業や経営資源を引継ぎながら創業することによって経験値のある前経営者と比較されるなど、より経営力が求められることから創業者に対する経営者教育等への支援について充実されたい。

### **(4) 廃業(計画的な事業終了)支援と事業、経営資源の継承に対する支援**

新型コロナウイルスの影響による売上低下や営業・取引形態の変化等に加えて、原油高騰、原材料不足とそれに伴う商品の値上げなどにより先行き不透明な経営環境の下で今後の事業展開が見えず、業績不振からの脱却が困難と考えて、事業継続を断念する経営者が増えると予想される。これまでこうした廃業や店舗の閉鎖等に対する支援はなかったが、中小・小規模企業に対する計画的な事業終了をサポートする廃業支援の必要性が高くなっている。

ただし、廃業支援とは積極的に廃業を促進するものでなく、廃業を決めた経営者が債務超過にならずに計画的に事業を終了するよう支援する取組である。廃業に対して、取引先との関係整理や事業用資産の処分、事業終了までの資金繰り等について、①必要な情報の提供、②相談、③専門家による支援を行うものである。この過程で経営者自身が気付かなかった、事業や保有する経営資源等について継承が可能であり、有用なものがあつた場合は事業、経営資源の第三者承継等を進めるものである。コロナ禍での事業の円滑な終了と、有用な事業と経営資源の継

承に対する支援の創設と実施を強くお願いしたい。

### **3. 中小・小規模企業の危機管理に対する支援の強化について**

#### **(1) 中小・小規模企業のBCP策定支援の強化**

新型コロナウイルス感染症はワクチン接種の効果もあるが、いまだ収束せず、今後も様々な変異株が発生するおそれが見込まれる中で、事業を継続するための対応を事業者側においても準備しておく必要がある。

さらに近年は、台風や大規模水害などの自然災害も多発していることから、災害及び感染症等に対するBCP（事業継続計画）の策定が急務である。

しかし、規模が小さく、零細経営の事業者では計画策定が進んでいないことから、中小・小規模企業におけるBCP策定の支援の強化を強く願う。

#### **(2) 感染拡大防止に関する施策についての正確な情報の迅速な提供**

東京都の協力金・支援金等をはじめとしたコロナ関連施策に関する相談に対して、商工会の窓口には多くの相談者が訪れた。コールセンターは設置されているものの、中小・小規模事業者にとっては施策が複雑化し、どのように聞いてよいか分からない、聞いてもよく分からないなど、ハードルが高く問い合わせにくいことから、中小・小規模事業者の身近な相談窓口である商工会に対して、施策に関する正確な情報を迅速に提供されたい。

## **二. 小規模企業振興**

### **1. 小規模企業への支援の更なる充実について**

#### **(1) 商工会等に対する補助金の確保及び経営改善普及事業の拡充**

経営改善普及事業は地域商工業者や小規模企業の多様なニーズにきめ細かく対応した中小・小規模企業対策の中心的な事業であり、安定的に実施することが重要である。そのためには現場で小規模企業を直接支援する経営改善普及事業に従事する職員の人件費の増加などを反映させた事業費の確保が必要といえる。

また、商工会が推進する地域振興事業は、小規模企業や住民、地域団体が連携し、地域経済を活性化させて消費を拡大するもので、経営改善普及事業の効果を高め、

小規模企業の経営意欲を喚起するために重要な事業である。

については、経営改善普及事業に従事する職員の人件費増加などにも配慮して商工会等に対する小規模事業経営支援事業費補助金を確保されたい。また、地域振興事業を経営改善普及事業に位置づけて積極的に支援されたい。

## **(2) 小規模企業の円滑な事業承継と創業の推進支援**

- ① 東京の小規模企業の多くは事業承継ができずに廃業するなど減少している。当会の調査では、多摩島嶼の小規模企業の過半数は創業者で、経営者の4分の1は70歳以上であることから、多くの小規模企業が事業承継に直面している。

一方で小規模企業は、雇用や経済面だけでなく、祭りや行事、まちづくり、防災防犯など、多様な取組で地域に貢献している。その減少は、地域の活力を喪失させ、東京の発展にも影響を及ぼすといえる。

本会では、東京都の支援により平成29年度には、閉店や廃業をする店を地域の別の企業が引き受ける新たな支援に取り組み、平成30年度からは事業承継に必要な費用負担を軽減する助成制度を開始し、令和3年度には事業承継や経営資源の引継ぎを支援する新たな助成制度を開始したが、未だ事業承継問題は喫緊の課題であることから、さらに支援を強化されたい。

- ② 創業を支援するには経営面からの支援、資金面からの融資、助成支援が重要であり、これらの支援については東京都の新たな取り組みにより環境が整備されてきた。しかし、創業後5年程度は赤字状態が続き、資金面で厳しい状態が続くといえる。こうした状態の創業企業を支援することは経営の安定化に有効であり、創業成功企業の増加につながる。創業者への助成、融資等の資金面の支援の充実を図られたい。

## **2. 商工会等を中核に支援力を強化した実効性ある支援体制の強化について**

### **(1) 商工会等による経営発達支援や事業承継を推進する支援体制の強化**

これまで半世紀以上にわたり小規模企業を支援してきた商工会には、より高い専門性と実効性が求められており、地域における小規模企業の支援機関としての責務はより重くなっている。都内27商工会の現状をみると、身近な地域の支援機関としての役割を果たしているものの、中核的な支援機関としての機能を十分に発揮するには課題もある。経営指導員による経営現場における支援力の更なる強化や、地域の実情に応じた実効性ある支援の実現等が必要である。

小規模企業が集中する東京においては、地域経済の活性化に寄与する小規模企業の経営持続化を促進し、事業承継や創業を強力にサポートするため、平成27年度に本会に設置された広域性、専門性を備えた「多摩・島しょ経営支援拠点」を核として、商工会と連携して事業を推進できるよう支援を更に強化されたい。

## **(2) 経営指導員の一層の資質向上を図る中小企業診断士養成課程への派遣支援**

商工会が小規模企業支援の中核となり、その役割を果たしていくためには、経営指導員の一層の資質向上を図ることが必要である。多様化、高度化、広域化する経営支援ニーズに対応する専門性を持った職員を養成するため、中小企業基盤整備機構が実施する「中小企業診断士養成課程」への派遣費用については、柔軟に活用できるよう助成方法を検討されたい。

## **(3) 商工会館の維持及び耐震工事等への補助制度**

多くの商工会では、老朽化の進む商工会館を限られた補修を施しながら維持している。商工会館の耐震診断の必要性を理解しながらも、その後の耐震工事が必要となった場合、工事費への対応準備がないのが現状である。

近年自然災害の頻発化などにより小規模事業者の事業活動の継続に支障を来す事態が生じており「小規模事業者支援法」の一部が改正され、小規模事業者の事業継続力強化の取組を商工会が市町村と共同で支援していくこととなっている。地域内小規模企業支援の拠点として重要な役割を果たす商工会館の維持に向けて、耐震診断並びに耐震工事などに対する補助制度を創設されたい。

## **3. 中小・小規模企業の働き方改革の実施に対する支援の強化について**

少子高齢化による労働力人口の減少や人手不足が深刻化する中で、多様な人材の活躍と生産性向上の両方を実現することは重要である。平成31年4月から「働き方改革関連法」が順次施行され、中小・小規模企業も改正された規制への対応が必要となった。しかし、同一労働・同一賃金や時間外労働等の問題については、業種、業態、規模ごとに経営状況も大きく異なる中小・小規模企業では対応は難しい。もともと中小・小規模企業は経営者が従業員一人一人の状況を把握して、多様な働き方を実現して幅広い地域における雇用の受け皿としての役割を果たしてきており、画一的・一律的な対応にはなじまない。さらに、長時間労働については仕事を選べない下請け取引における短納期要

請や急な仕様変更等があり、取引条件等の改善なしには対応が不可能である。

働き方改革の実施にあたっては、中小・小規模企業のこうした実態を踏まえて、適切に対応できるよう東京都も支援に取り組まれない。

#### **4. 消費税の軽減税率制度に対応するための支援の強化について**

消費税の税率が10%へと引き上げられ、軽減税率が導入されたが、軽減税率への対応を円滑にできている小規模企業は多くない。また、現在でも売上が減少している小規模企業が多く、税率の引き上げにより、地域を支えている小規模企業の経営はますます苦しくなっている。

こうした状況を踏まえて、小規模企業が円滑に価格転嫁でき、免税事業者の排除につながるインボイス制度(適格請求書等保存方式)を導入せずに軽減税率制度に対応できるよう東京都も支援に取り組まれない。

### **三. 観光振興**

#### **1. 多摩の観光振興を推進する広域的なネットワークへの支援の強化について**

大都市近郊でありながら、豊かな自然と利便性を備えた多摩地域のポテンシャルは高く、その魅力を海外の方に知っていただくことは多摩の中小・小規模企業と地域産業の振興にとって大変重要である。

本会では、平成29年度より海外に向けて多摩の魅力を発信して、外国の方々が実際に訪れて、その良さを体験してリピーターになってもらうため、現在は自治体単位で行われることが多い観光振興の事業を、商工会や商工会議所、観光協会、J A、企業、自治体等が加わった広域的なネットワークにより、多摩地域全体で面的に展開する体制づくりを開始した。こうした取り組みに対する支援を引き続き拡充・強化されたい。

#### **2. 多摩地域への観光客誘致について**

##### **(1) 観光客誘致を実現するプロジェクト実施への支援**

多摩の魅力を知っていただき、実際に体験してもらってリピーターになってもらうには、上記1のネットワークを活用し、多摩地域全体で観光客誘致かつリピーター増加のプロジェクトを実施していくことが大切である。具体的には①多摩

の自然と文化を体験する観光ルート開発プロジェクト、②多摩の自然、食、産業等の魅力を世界に情報発信するプロジェクト等の実施への支援を強化されたい。また、特産品開発や多摩・島しょ地域の紹介イベント開催などに対して支援されたい。

## **(2) 観光客受入体制の整備への支援**

- ① 東京近郊の安全・安心な暮らしと完備されたインフラに接して、東京の懐の広さを知ってもらうため、多摩川及び秋川流域での観光インフラとしてのトイレや休憩・駐車スペース等の整備並びに川岸保全措置等を推進されたい。
- ② 外国人観光客が必要な情報へのスムーズなアクセスを保証するために、ハード(無線 LAN 等のインフラ環境)とソフト(言語・サイン・コミュニケーション等)の両面にわたるインフラ構築、特に中小・小規模企業がインバウンド市場への対応が可能となる多言語音声翻訳システムの導入等について推進されたい。

## **3. 多摩地域から羽田空港への鉄道アクセスの強化について**

現在、西多摩や南多摩地域から羽田空港への鉄道アクセスは良くないが、JR東日本南武線・南武支線・東海道貨物支線は羽田空港まで目と鼻の先まで繋がっており、羽田空港へ乗り入れれば時間を短縮できる。また、南武線は立川で中央線・青梅線、分倍河原で京王線、府中本町で武蔵野線、稲田堤で京王相模原線、登戸で小田急線、武蔵溝ノ口で田園都市線、武蔵小杉で東横線・目黒線・横須賀線など多くの路線と接続している。乗り入れが実現すれば、外国の方が南多摩・西多摩地域へ興味を持ち、訪れる機会が多くなる。また、南武線沿線地域は「住みたい街」の上位にランクされており、人口増など地域の活性化も期待できる。

多摩地域から羽田空港への鉄道アクセスを強化するため、JR東日本の南武線の羽田空港への乗り入れを要望する

## **4. 島しょ地域の活性化及び観光産業に対する支援について**

島しょ地域における観光産業は、人口減少が進むなか地域産業を支える重要な柱である。しかし、長期にわたる新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う都民の行動制限により観光客は激減した。本年5月からは行動制限は緩和され、外国人観光客の受入れも徐々に再開されているが、急激な観光客の回復、増加は見込めない。感染の拡大防止と経済活動を両立するための「新しい日常」を定着させつつ、ポスト・コロナを見据えた「観光」による地域活性化が推進できるよう、新しい島しょ地域の観光確

立のため特段の支援をお願いしたい。

あわせて地域経済の立ち直りに向けて、事業者、商工会等に対して助成等の資金面や公共事業の実施等による仕事の確保について特段の支援をお願いしたい。

#### **四. ものづくり振興**

##### **1. ものづくり中小・小規模企業への支援の充実について**

多摩地域は、世界一の都市東京の近郊で、豊かな自然と利便性を兼ね備えた特色ある地域であり、高い技術力を持った中小・小規模企業が多数存在し、大学や研究機関等が集積し、優秀な人材も豊富である。多摩地域は、東京の新しいものづくりが育つ潜在力を有している。

そのポテンシャルを最大限に活かすため、ものづくり企業が新たな分野に挑戦し、起業や第二創業ができるなど、ものづくり中小・小規模企業が元気に世界を目指す新たな拠点として、例えば大規模工場の跡地を都が取得するなどして、モデルとなる豊かな緑と環境を具現化した小規模企業向け「インダストリアルパーク」のような工場団地の整備を検討されたい。

また、ものづくりにおけるAIやIoTの活用によるデジタルトランスフォーメーションが、コロナ後のものづくりの構造の変革につながる。ものづくり企業の創造力と競争力を高め、成長につながるようにデジタルトランスフォーメーションの推進を支援されたい。

##### **2. 中小・小規模企業の人材確保支援事業に対する支援の継続について**

本会では、平成28年度よりものづくり人材を育成し多摩地域中小・小規模企業への就業を推進するとともに、人材の確保・育成等に課題を抱えるものづくり中小・小規模企業の受入環境の整備等を支援してきており、多摩地域中小ものづくり企業の外国人活用による生産性向上モデルの創出等にも取り組んだ。

令和2年度からは、中小・小規模企業においても就職氷河期世代やシングルマザー一等の就労困難者と、外国人材等が多様な働き方に対応して確保・育成ができるよう受入環境の整備や従業員の定着化の推進等について、本会を中心に各支援機関等の広域的なネットワークで取組む「多摩地域人材ダイバシティ推進ネットワーク事業」で支援している。

これらの取組は一定の成果を見たものの、引き続き多摩地域のものづくり企業に

とって優れた人材の確保は重要な課題である。そのため、長期的に取り組めるよう支援を継続されたい。

## **五. 多摩地域要望**

### **1. 横田飛行場の民間利用促進について**

横田飛行場の民間利用促進は、地域産業の活性化や雇用の創出につながるとともに多摩地域の経済発展、ひいては日本の国際競争力強化にもつながり、首都圏における人々の利便性向上と経済的効果が期待できる。近隣市町への騒音対策を押し進めた早期の民間利用を促進されたい。

### **2. 多摩地域都市基盤整備等の早期実現について**

#### **(1) 多摩地域各駅の利用者の転落防止施設整備の早期実現**

多摩地域では高齢化が急速に進行するとともに、外国人観光客も増加が見込まれることから、全ての人が安心して鉄道を利用できるよう多摩地域の鉄道各駅にホームドア等の転落防止施設を早期に整備されたい。

#### **(2) 多摩都市モノレールの上北台から箱根ヶ崎への早期延伸**

平成28年4月20日に国の交通政策審議会から「東京都圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申があり、上北台～箱根ヶ崎間は、事業化に向けて関係地方公共団体・鉄道事業者等において具体的な調整を進めるべきとされた。

東京都の令和4年度予算において、箱根ヶ崎方面「多摩都市モノレールの整備」として事業化に向けた現況調査や基本設計等の予算が計上されていることから、上北台から箱根ヶ崎までを一日も早く事業化されたい。

#### **(3) 東村山都市計画道路3・4・15の2号新東京所沢線の早期整備**

東村山都市計画道路3・4・15の2号線は、区部の放射第7号線から延伸され、西東京市・新座市・東久留米市・清瀬市を經由して所沢市に至る幹線道路として北多摩北部地域と埼玉県所沢市を東西に結ぶ重要な東京都の都市計画道路の一区間である。整備されると今まで少なかった東西方向の流れが大きく改善されることから、現在、清瀬市内で整備が進められているが、早期に開通されたい。

また同時に都心へのアクセスを改善するルートについても早急に整備されたい。

#### **(4) 西武新宿線・池袋線の踏切対策の早期事業化**

西東京市内を走る西武新宿線、池袋線の踏切で交通渋滞が発生している。遮断時間も長く「開かずの踏切」状態が多く見受けられ、交通渋滞を招くとともに、市街地が分断され、救急活動等の妨げにもなっている。交通の円滑化に加えて駅周辺のまちづくりの進展にも大きな効果が期待されることから、連続立体交差事業や単独立体交差事業による踏切対策を早期に事業化されたい。

#### **(5) 都営村山団地の早期建設と住民への利便性を考慮した商店配置**

都営村山団地は、後期計画事業として建て替えが進められているが、団地の中央部（45号棟から50号棟）の商業者は、建物の解体・建設の工事スケジュールが示されないため、将来の事業の継続、後継者への承継等について不安を抱いている。

商店街地区の今後の具体的計画の早期の提示と、住民への利便性を考慮して商店を配置されたい。

#### **(6) JR中央線三鷹－立川間複々線化の早期実現**

JR中央線は、多摩地域と都心部を結ぶ大動脈であり、多摩地域から都心部への通勤通学に加え、多摩地域の事業所への通勤路線として多くの人々が利用する最も重要な路線の一つである。朝のラッシュ時には約2分おきに運行されているが、著しい混雑と遅延が発生しており、多くの利用者が苦難を強いられている。

同路線は国の運輸政策審議会の答申により目標年次（2015年）までに三鷹－立川間の複々線化を整備着手されることが適当である路線に位置付けられているが、実現は見通せない状況である。東京都におかれては、国等に対し早期実現に向け働きかけられたい。

### **3. 大規模小売店舗による地域社会への貢献について**

大型店やフランチャイズ店の出店は地域社会や商業環境に与える影響は非常に大きく、大規模小売店舗立地法の施行以来多くの大型店やフランチャイズ店が出店しているが、格差社会の中で経営力の脆弱な既存小売業者の疲弊を招くなど年々顕著になっている。

そこで、都全体としての広域的視点に立ち、大型店等に地域社会貢献に対する責務を果たすよう指導されたい。

## 六. 島しょ地域要望

### 1. 離島航空路線の便数確保及び燃料への補助制度の支援について

#### (1) 離島航空路線における便数の確保

八丈町は、各種団体と一体となり、スポーツアイランド八丈島として観光振興・地域活性化の為に招致活動に取り組んでおり、島民の足としての生命線である航空路の便数増減は、商工業者や観光関連業者にも大きな影響を与える。

コロナウイルス感染症の影響で一時的に減便されたが、今後も3便体制を確実に維持することについて特段に配慮されたい。

#### (2) 航空燃料、ガソリン代補助の継続

島嶼地域においては、令和4年4月から令和5年3月まで、国の補助事業によりガソリン料金に対する補助が実施されている。また、今般の原油価格高騰に対する緊急対策として離島航空路に係る燃料価格高騰の影響を緩和するための措置も実施されている。自動車に頼らざるを得ない島の事情を勘案し、経済を活性化させる最も有効な補助事業として「離島のガソリン流通コスト対策事業」の継続・恒久的な実施を国に働きかけられたい。

### 2. 小笠原空港の早期開設について

小笠原の航空路問題では、令和2年8月垂直離着陸ができるティルトローター機の採用案が小笠原航空路協議会に提案されたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、議論が進捗していない。

小笠原空港の開設は、村民の悲願であり、村民生活の安定のみならず、産業振興にも不可欠なものである。国と都の強力な連携のもとに早期に課題を克服し、航空路を開設されたい。

# 令和5年度東京都施策に対する要望について

令和4年12月14日（水）

東京都中小企業団体中央会

## 《令和5年度東京都施策に対する要望について》

1. 中小企業・小規模事業者のデジタル化対応への支援について  
中小企業・小規模事業者の一層の活性化を図るため、デジタル技術活用に係る支援を継続していただきたい。 . . . . . P 1
  
2. 「組合まつり in TOKYO」開催の継続について  
「組合まつり in TOKYO」を開催するための予算措置を引き続き講じていただきたい。 . . . . . P 2
  
3. 中小企業・小規模事業者への資金繰り支援について  
中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、東京都制度融資の充実を図るとともに、都独自の融資制度を拡充していただきたい。 . . . . . P 3
  
4. 中小企業・小規模事業者支援のための固定資産税・都市計画税に係る軽減制度について  
小規模非住宅用地及び事業用家屋・償却資産に対する固定資産税・都市計画税の軽減制度を継続していただきたい。 . . . . . P 4
  
5. 「ものづくり・匠の技の祭典」の継続開催について  
技能尊重機運をさらに醸成するため「ものづくり・匠の技の祭典」を来年度以降も継続開催していただきたい。 . . . . . P 5
  
6. BCP策定支援等の継続について  
新型コロナウイルス感染症や電力需給ひっ迫などの危機に対応するため、BCP策定・見直しやテレワーク推進のための支援を継続していただきたい。 . . . . . P 6

## 1. 中小企業・小規模事業者のデジタル化対応への支援について

中小企業・小規模事業者の一層の活性化を図るため、デジタル技術活用に係る支援を継続していただきたい。

従来から、中小企業・小規模事業者の生産性の向上は大きな課題となっており、経営の安定化及び成長・発展のためには、デジタル技術を活用して、業務プロセス改革による効率化や新製品、新サービスの開発等が重要となっている。

加えて、コロナ禍において、社会的要請としてテレワークをはじめ、Webによる販路拡大や非接触型サービスの提供等、広範に及ぶデジタル技術を活用した事業運営が求められている。

東京都によるこれまでのデジタル化に係る様々な支援により、近年、中小企業・小規模事業者のデジタル化も徐々に進展してきているが、未だ全体的な浸透度は十分とは言えない状況にある。

昨年度は、東京都の補助事業である「中小企業新戦略支援事業（団体向け）」のデジタル技術を活用した業界活性化のプロジェクトにおいて、5つの中小企業団体がポストコロナを見据えて、デジタル技術等を活用して先進的な事業を実施し、それぞれ業務の効率化等の成果を上げた。

例えば、東京都書店商業組合では、ユーチューブで組合員の特徴や魅力を広く動画配信する等、業界初の取組を行い、このような取組が多くの新聞等で取り上げられ、書店業界に対する大きな社会的関心を喚起した。本プロジェクトは、今後の業績伸張の契機として期待されるとともに、他の業界団体の活性化モデルとなる等、中小企業・小規模事業者のデジタル化の促進に大きく貢献した。

東京都におかれては、中小企業・小規模事業者及びこれら業界の一層の活性化を図るため、「デジタル技術活用による業界活性化プロジェクト」をはじめ、業務の効率化や新製品、新サービスの開発等に向けたデジタル技術活用に係る支援を継続していただきたい。

## 2. 「組合まつり in TOKYO」開催の継続について

「組合まつり in TOKYO」を開催するための予算措置を引き続き講じていただきたい。

中小企業組合及び傘下の中小企業は、優れた技術・技能を有し、魅力ある製品やサービスを提供するとともに、地域の雇用や経済を支える、都民にとって欠くことのできない存在である。このような中小企業組合及び傘下の中小企業の販路拡大のために、「中小企業世界発信プロジェクト2020事業」の一環として予算措置を講じていただき、平成29年度に初めて本会が企画・開催したのが、「組合まつり in TOKYO」（以下、「組合まつり」という。）である。東京国際フォーラムを会場とし、都内はもとより全国の中小企業組合から出展を募り、組合の知名度の向上、組合製品の販路拡大、また地域の魅力発信、インバウンド需要獲得等海外販路開拓の場として、全国一体となった展示会である。

5回目の開催となった令和3年度は、「リアルとオンラインの融合！ 組合まつり in TOKYO～技と食の祭典!!～」として、令和3年12月2日、3日に東京国際フォーラムにてリアル展示会を開催し、併せて令和3年12月2日から令和4年1月14日までの間にわたって、オンライン展示会を開催するハイブリッド形式で実施した。

展示会には125団体に出展いただき、リアル会場とオンライン会場の来場者数は合計9,317人と大変盛況であった。出展者からは「今後の仕事につながる商談ができた」、「異業種の出展者と知り合うことができた」、「コロナ禍でもオンラインで出展できてよかった」といった声を多数頂戴し、組合製品の魅力を十分に伝えられ、組合の販路開拓、組合間連携に大いに寄与した。

令和4年度においても、「組合まつり」開催の予算措置を講じていただき、令和5年1月18日、19日に東京国際フォーラムにて組合製品を展示する、集客型のリアル展示会を開催するとともに、同時期に約3週間にわたって、オンライン展示会を開催する予定である。

現在、これに向けて鋭意準備を進めているところであるが、「組合まつり」の開催に伴う経済効果を、都内の中小企業はもとより、日本全国に波及させるためには、「組合まつり」の継続的な開催が不可欠である。また、「組合まつり」の開催を通じた支援の継続は、「東京都中小企業振興ビジョン」の目指す、中小企業の持続可能性のある経営と力強い成長の実現に寄与するものである。

このため、令和5年度においても「組合まつり」を開催するための予算措置を講じていただきたい。

### 3. 中小企業・小規模事業者への資金繰り支援について

中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、東京都制度融資の充実を図るとともに、都独自の融資制度を拡充していただきたい。

中小企業・小規模事業者は、元来、経営基盤が脆弱なため、社会経済情勢の影響や主要取引先の経営状況等の影響を強く受けやすい。加えて、コロナ禍により未曾有のダメージを被った上に、原材料及びエネルギー価格の高騰等により、日々事業継続の危機に立たされている事業者も多い。

本会の月次景況報告によると資金繰りは厳しい水準で推移しており、「素材の大幅な値上げがあり、資金繰りが一段と悪化している」、「コロナ融資の返済が始まり、資金繰りが心配」、「先行きが不透明で、資金繰りに悪影響が出始めている」等といった中小企業・小規模事業者が資金繰りに窮している実態が報告されている。また、「強力な資金供給が必要」、「窮状をふまえた融資制度を」、「資金繰り支援とともにその要件の緩和を望む」等といった行政等に対する要望も出されている。

東京都においては、「新型コロナウイルス感染症対応緊急融資等」や「ウクライナ情勢対応緊急融資」等の「東京都中小企業制度融資」以外にも、地域の金融機関と連携した「東京プラスサポート融資制度」や「東京都動産・債権担保融資（ABL）制度」等、多様な資金ニーズに対応するための資金調達手段を措置していただいている。「東京プラスサポート融資制度」については、本年度より融資限度額を2,500万円から3,000万円に拡充いただいたところである。しかし、コロナ禍により社会経済活動が大きな制約を受けたことや原材料及びエネルギー価格の高騰による収益の悪化等により、中小企業・小規模事業者の資金繰りはさらに悪化し、事業継続が困難となることが危惧される。

このため、資金繰り支援の柱である東京都制度融資においては、現下の情勢を踏まえ、信用保証料補助を拡充する等、事業者がより軽い負担で借りられる融資メニューを設定するとともに、事業者の資金調達手段を増やすため、「東京プラスサポート融資制度」等、都独自の支援策の拡充を図られたい。あわせて、各種の支援策がより多くの事業者に利用されるよう周知の促進や借入手続の一層の簡素化等も実施していただきたい。

#### 4. 中小企業・小規模事業者支援のための固定資産税・都市計画税に係る軽減制度について

**小規模非住宅用地及び事業用家屋・償却資産に対する固定資産税・都市計画税の軽減制度を継続していただきたい。**

東京都では、厳しい経済状況下における中小企業者等を支援するため、平成14年度から東京23区内の一定の要件を満たす非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の税額を2割減免している。

令和4年1月1日現在の東京23区における地価公示価格の対前年平均変動率は、住宅地が1.5%、商業地が0.7%、工業地が2.4%といずれも上昇した。商業地においては、令和3年のマイナス2.1%からプラスに転じるなど、今後も公示価格の上昇が懸念される。

令和3年度の国内総生産の実質成長率は2.1%とプラス成長に転じたものの、社会情勢の不安に伴う原油価格の高騰、コロナ禍により生じた半導体不足や原材料等の値上がりといった生産コストの増加等により中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、厳しい状況である。

元来経営基盤が脆弱な上にコロナ禍等により未曾有の危機に見舞われている中小企業・小規模事業者にとって、この地価上昇による固定資産税・都市計画税の増額の影響は深刻であり、当該減免措置の効果は非常に大きいことから、令和5年度以降も継続していただきたい。

また、令和3年度の固定資産税・都市計画税については、コロナ禍により事業収入が一定程度減少した中小企業・小規模事業者に対して、事業用家屋・償却資産に対する課税標準を最大でゼロとする軽減措置が講じられた。当該軽減措置は、コロナ禍の影響を受け、事業収入が減少した中小企業・小規模事業者にとって非常に有効であった。

このため、令和5年度に改めて、事業用家屋・償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準を最大でゼロとする軽減措置を講じていただきたい。

## 5. 「ものづくり・匠の技の祭典」の継続開催について

技能尊重機運をさらに醸成するため「ものづくり・匠の技の祭典」を来年度以降も継続開催していただきたい。

これまで、東京のものづくり産業は多様かつ優れた技術を有する中小企業・小規模事業者の集積を特徴として、日本のものづくり産業をリードし日本経済に貢献してきた。これを支えてきたのは、優れた熟練技能者である。しかし、近年では、若者のものづくり産業離れや熟練技能者の高齢化により、東京のものづくり産業は、将来を担う技能者の後継者不足に直面している。

こうした課題を克服し、ものづくり産業の更なる発展を目指すためには、技能尊重機運の醸成に継続的に取り組むことにより、技能者に対する評価をより高め、ものづくり産業が若者にとって魅力的な仕事である必要がある。

このために、東京都は様々な技能振興施策に加え、ものづくりやそれを支える匠の技に触れる絶好の機会である「ものづくり・匠の技の祭典」を全国各地と協力し開催している。この祭典は、匠の技の実演や体験を通じて、ものづくり産業及びそれに携わる技能者の評価を高めることに成果を上げ、技能尊重機運の醸成に大きな役割を果たしていることから、来年度以降も継続開催していただきたい。

## 6. BCP策定支援等の継続について

新型コロナウイルス感染症や電力需給ひっ迫などの危機に対応するため、BCP策定・見直しやテレワーク推進のための支援を継続していただきたい。

近年、新型コロナウイルス感染症や自然災害、さらに自然災害に伴う交通機関の計画運休や電力需給ひっ迫による計画停電など、中小企業・小規模事業者を取り巻く危機は増加傾向にある。

危機による、個別の中小企業・小規模事業者の事業中断は言うに及ばず、様々な企業がサプライチェーンとして結びついている現代の産業構造においては、1社の事業中断が東京の経済に多大な影響を及ぼしかねないため、危機が発生した場合でも可能な限り、平常通り事業を行うことが求められている。このように、BCP（事業継続計画）策定・見直しに取り組む重要性が一層高まっているものの、2022年版中小企業白書・小規模企業白書によると、2021年にBCPを策定している中小企業・小規模事業者の割合は15%と低水準にとどまっている。加えて、電力需給ひっ迫による計画停電などの新たな危機を想定したBCPの見直しも必要となっている。

また、自宅等での勤務が可能となるテレワークは、新型コロナウイルスの感染リスクや台風・集中豪雨などの自然災害から従業員の安全を確保できるだけでなく、交通機関の計画運休への対応もできるなど、事業を継続するうえで有効な手段である。東京都によるテレワーク導入の実態調査（※）によると都内企業（従業員30人以上）のテレワーク導入率は、令和3年10月において65.7%となっている。

東京都におかれては、新型コロナウイルス感染症拡大への対策としてBCP策定・見直しやテレワーク推進を重要な課題として、各種支援策を講じていただいているところである。しかしながら、中小企業・小規模事業者へ十分に浸透していないことに加え、電力需給ひっ迫による計画停電など新たな危機への対応が必要となることから、BCP策定・見直しやテレワーク推進のための支援を継続していただきたい。

※1 本調査でテレワーク導入とは、「在宅勤務」、「サテライトオフィス勤務」、「モバイルワーク」のいずれかを実施できる環境が整備されていることである。

※2 令和2年6月の導入率：57.8%



登録商標  
エコアクション21  
認証番号0003381

## 東京都中小企業団体中央会

東京都中央区銀座2丁目10番18号  
〒104-0061 東京都中小企業会館  
電話 03(3542)0386(代表)  
FAX 03(3545)2190

<https://www.tokyochuokai.or.jp/>

東京都知事 小池百合子 殿

2022年12月14日

一般社団法人 東京中小企業家同友会  
代表理事 矢倉 保吏

〒102-0074 千代田区岩本町 3-9-13 岩本町寿共同ビル 3階  
電話：03-5829-8988 FAX：03-5829-8770

## 令和五年度 東京都予算要望及び政策提言

### —目次—

- ・はじめに
- ・会の概要
- ・中小企業を取り巻く情勢
- ・令和五年度 東京都予算要望及び政策提言の要望

## ◆はじめに

東京都中小企業・小規模企業振興条例の制定、および東京都中小企業振興ビジョンの策定によって、中小企業振興施策を総合的かつ計画的に実施する体制がとられ、またコロナ禍にあって中小企業者の声を速やかに施策に反映いただきました、東京都の皆様には感謝と敬意の念をお伝えいたします。

さて、東京という地域は、都心に多様な産業の集積とそれを支える都市インフラが充実した地域であり、東京以外の自治体からの旺盛な社会移動により都心を中心に人口が伸びてきました。また、日本で最も多くの観光客を迎える東京は、歴史や文化を背景とした観光コンテンツを数多く持つなど、他の地域にない豊かなビジネス環境によって、私たち中小企業者もそのメリットに浴してきました。しかし、コロナ禍や国際情勢の不安定化を背景に、東京という地域の特徴、人々の価値観が大きく変化し、それに伴って、中小企業も事業環境の激変に晒されています。

一口に中小企業といってもその特徴は多岐にわたっており、その実態も百社百様であり、捉えにくいものです。しかし、共通するのは、新規創業のほとんどが中小企業からスタートし、また、イノベーションを生み出し、また地域経済の担い手として、地域社会の経済循環に大きな役割を果たしています。また、法人を設立しない個人企業では、地域密着型の産業が多く、多様な価値観に対応した事業活動を行い、都民生活の豊かさを生み出しています。

一般に中小企業は、規模の経済性を利用することができず、大企業に比べて経営効率やリスク耐性が低いことがその特徴です。ITサービスの普及に伴い、さまざまなプラットフォームを利用して事業を行うことができるようになるなど、事業規模の大きさが事業の持続性を担保しない時代へと転換しつつあります。

また、中小企業の持続的な成長と発展を促すことは、コミュニティの核としての小規模事業者イノベーション創造を引き出すことが中小企業施策の大きな柱となります。これは、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方にも合致し、中小企業が健全な事業成長を果たし、事業活動を通じた社会課題の解決の一翼を担う存在となることがもとめられています。中小企業がSDGsに取り組むことは、社会、環境、経済の課題を解決していくうえでも、また、市場と雇用を生み出し事業の成長を果たす意味でも、今後ますます重要なものとなると考えています。

また、中小企業に対する様々な施策は、ただ一社の中小企業の経営改善にとどまらず、都民の生活にも密接に結びつく重要な役割を果たしています。「東京都中小企業振興ビジョン」に掲げられているように、社会・経済の劇的な変化に伴う経営環境への対応を見据え、中小企業の経営基盤を強化すること、中小企業の成長発展を促すこと、開業を増やすことを通じ

て、東京の産業の基盤を支え、都民生活の向上に資すること、そして、「東京都中小企業・小規模企業振興条例」に掲げられているように、地方との調和と連携を通じて日本経済全体の安定と発展に寄与する視点を求められているのが、東京の中小企業施策の立ち位置であると考えます。

## ◆当会の概要（活動理念 会員構成など）

会の理念に賛同し、東京およびその近県で事業を営む中小企業経営者並びに経営幹部・後継者などが加盟する中小企業経営者の組織です。

設立 1957 年 支部数 27 支部 会員数 2250 名 平均従業員数 38.8 名（2022 年 8 月現在）  
毎月、50 回以上の小規模な交流行事や中小企業経営をテーマとした勉強会などを開催し、  
中小企業経営者同士の情報交換と人脈形成を行っています。

※中小企業家同友会全国協議会（略称 中同協）は、以下の理念を共有する 47 都道府県単  
位で活動をしている各地の中小企業家同友会の連絡協議会です。日本全国には約 46000 名  
（平均従業員数 22.4 人）の中小企業経営者、後継者などが加盟しています。

### 中小企業家同友会の理念

#### 1. 「同友会 3 つの目的」

- 同友会は広く会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強じんな経営体質をつくることを目指します。
- 同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることを目指します。
- 同友会は、ほかの中小企業団体とも連携して、中小企業を取り巻く社会的、経済的、政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的で平和的な繁栄を目指します。

#### 2. 「自主・民主・連帯の精神」

同友会は、会員に対して何ら強制はせず、「自主・民主・連帯」の精神で、会員自らが会の運営を行っています。また、自主的参加が原則で、どの支部例会・研究会にも自由に参加できます。思想、信条、性別、業種、企業規模を問わず、他の会員と対等な立場で参加できます。また、対外的には、同友会は他のいかなるところからも政治的、経済的な干渉や支配を受けない独立した組織であること、会の運営を民主的に会員の要求や意見に基づいて行うこととしています。

#### 3. 「国民や地域と共に歩む中小企業」

私たちは、豊かな国民生活の実現に貢献し、提供する製品やサービスが人々の暮らしの向上と地域経済の発展につながる中小企業を目指しています。また、雇用の創造や特色ある地域づくり、東京の経済の発展のためには、中小企業経営者は創意を發揮し、自治体や他団体・地域の人々と連携していくことを目指しています。

#### 4. 人間尊重の経営

- かけがえのない人生の全面開花を保障する一個人の尊厳（自主）
- 生きること、平等な人間観が民主主義の根幹—生命の尊厳（民主）
- あてにし、あてにされる関係を生み出す一人間の社会性（連帯）

#### 5. 中小企業における労使問題の見解（労使見解）

中小企業経営者が激発する労働問題対策に苦しんだ末に、1975年に確立した経営者の責任と役割、そして労働者との関係に関する見解。労使の信頼関係こそ企業発展の原動力であるとする企業づくりの基本的姿勢

### 当会の活動について

#### 1. 経営指針成文化の取り組み

私たちが経営指針成文化運動の入り口として位置付けている指針成文化セミナーは今期で44回目となります。経営指針成文化セミナーでは、助言者と呼ばれる先輩経営者が受講生の経営に対する思いや人間観などを引き出し、受講生が作成する経営理念や経営計画に対し、自らの経験や取り組みなどを踏まえた説得力のあるアドバイスをを行う中で、経営計画の磨き上げを行っています。その内容に客観性や科学性、社会性を持たせ、多分に含む当会の経営姿勢「人間尊重の経営」を基本姿勢に据えた、実践的な経営指針を作成する手助けをするものです。

この経営指針（経営理念、経営方針、経営計画）の成文化を通じて事業の方向性を明確にするとともに、それぞれの会員企業が目指す中長期のビジョンとその実現のための目標を段階的に設定し、社員や金融機関、取引先など内外の関係者に理解と協力を求めるものとして位置付けています。根底には経営者と労働者が立場の違いを超え、人間として尊重し合う関係と段階的に経営課題や労働環境の改善を図る「人間尊重の経営」という考えに基づき、職場環境の整備にも積極的に着手しています。これはSDGsに掲げられている「ビジネスと人権」の観点を多分に含んでおり、労働界からも高い評価を受けています。

平成30年度には「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」大賞に会員企業が選ばれました。このような表彰制度や事例集を励みに続々と社員と真摯に向き合い、労使の信頼関係を高めながら、職場環境の整備に挑戦しています。

また、中小企業家同友会が目指す企業づくりのステップを6段階に分け、その進ちよくを会員や会員企業の社員が認識するとともに、ステップアップするためのアクションプランを作成する際の手助けとなる「企業変革支援プログラム」の普及により、経営課題を克服するためのPDCAサイクルの定着を図っています。

受講生からは、経営危機からの脱却、事業の転換や拡大、社員との関係向上などの効果が出た等の具体的な経営革新が生まれたとの声が多く寄せられています。また、経営理念を確立することにより、高い成長意欲と社員共育、採用活動に取り組んでいます。

## 2. 共同求人活動 大学との連携

全国の中小企業が連携して新卒者の採用を行う共同求人活動を40年にわたり続けています。合同企業説明会の開催、独自の求人サイト「Jobway」の運営を行っています。また、学生との接点を増やし、終業後のミスマッチを低減するため、インターンシップの受け入れ、社長と語る会、就職ガイダンスへの講師派遣などを大学等と連携して行っています。

コロナウイルス禍によって、効果的な採用方法や求職者との接点づくり、求職者の勤労観の変化に対応し、労働条件の見直しや魅力づくりなどに積極的に取り組んでいます。あらゆる職種で人手不足が深刻となるなか、ますます共同で求人活動を行う意義が高まっています。当会では、採用担当者のみならず経営者自らが採用活動にかかわり、また、参加企業の採用活動に関する様々な工夫を持ち寄り、情報交換を行い、自社で働く魅力を高め、入社後のフォローや人材育成に取り組んでいます。

## 3. 社員教育研修 経営理念の共有による幹部社員の育成

前述の共同求人活動と一体となって実施する合同入社式、新入社員研修のほか、経営理念を幹部社員がどう理解し、幹部社員として求められる姿勢を確立する、という観点にフォーカスした幹部社員教育などを実施しています。多くの企業が課題として考えている社員とのコミュニケーションの課題を経営者や経営幹部が正面から向き合う場となっています。経営理念や経営計画を定めた次のステップとして、経営理念を社内に落とし込み、行動指針や評価基準などを定めること。そして自社の経営理念を経営幹部が自らの課題として向き合う場を設けることで、経営理念の社内での浸透と共有を目指しています。そこから、社員と共に自社の成長を目指すことができる自律的な組織経営を目指しています。

## 4. 多様な働き方推進委員会の取り組み

「多様な働き方推進委員会（略称 多様性委員会）」では、「人間尊重の経営」の実践の姿勢を就労困難者の就労と活躍にも展開しています。就労困難者が一人でも多く就労し社会で活躍することをめざし、企業側の受け入れ態勢の見直しや就労に至るスキームの整備、事例研究などを行っています。また、東京都産業労働局雇用就業部の協力のもと、東京都の施策を知る機会を設けるなど、都との情報交換を進めていく活動も本格化しています。

## 5. 女性経営者の活躍

女性の会員で運営している女性部は、「それぞれの夢の実現のために 道を照らす」をスローガンに会内外との連携を図りながら様々な活動をしています。東京都が推進するLWB（ライフワークバランス）の実現や女性活躍推進行事への協力、そして、経営実践に学ぶ「あきない塾」など各種交流行事を開催しています。ここでは、ジェンダーを超えて経営、自己実現、仕事、人生など様々な切り口で語り、相談しあう仲間づくりに取り組んでいます。またそこから連携や協業が生まれ、事業成長のきっかけの場として会活動の中で大きな存在感を示しています。

## 6. 中小企業の技術・技能・企業連携・新商品等の発信

中小企業の課題として第一に挙げられるのが、「情報発信力」です。東京中小企業家同友会では、記者懇談会を開催し、報道各社の記者と現場レベルでの交流を行っています。そのような関係を前提に、プレスリリースを行うほか、特徴的な経営を行う企業経営者の推薦、取材協力などを行っています。このような取り組みを通じて、中小企業の実態や経営改善の努力、中小企業の魅力への理解を拓ける機会を増やしています。

## 7. 事業承継支援の取り組み

経営者の高齢化に伴う廃業解散が倒産件数を大きく上回る状況が続く中、会員企業でも事業承継への悩みは深く、また気軽に相談できるものでもないことから、その受け皿づくりに取り組んでいます。事業承継を支援する様々な制度の拡充が行われていることを会員企業に周知し、事業承継を円滑に進めていくための税制や法律上のポイントなどを詳説するほか、会員企業の事例を参考に事業承継計画の立案と実施を促しています。また、事業後継者が多く在籍する青年部を中心に、後継者として必要な知識や経験、気構えを学びあいの中で養成しています。

## 8. コロナ禍での取り組み

ワクチン集団接種会の開催や衛生資材の頒布をおこなったほか、支援制度の広報協力や活用事例の学習会の開催などの活動を継続してきました。また、適宜、会員企業の実態調査を行い、その内容をプレスリリースを通じて社会に発信するなどおこなっています。感染拡大の状況に応じ、オンラインでの活動と対面での活動を使い分け、オンラインビジネス交流会や、オンラインセミナーの開催など会員同士の経営ノウハウの開示共有、連携の後押しなどを継続しておこなっています。

## ◆中小企業を取り巻く情勢

### コロナウイルス禍の長期化と感染拡大の影響

コロナ以前からの米中貿易戦争、ロシアによるウクライナ侵攻、中国のゼロコロナ政策に伴う国際的な物流網の混乱は続いており、資源高・原材料価格高騰から取引先との価格交渉に腐心している。また、特に中国からの部材調達は混乱が大きく、出荷や納品の見通しが立たないなど、業績にも大きな影響を及ぼしている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、7月下旬には新規陽性者数が1日あたり3万人前後で推移し、従業員の罹患や濃厚接触による行動制限が相次ぎ、中小企業でも陽性者の特定や隔離、生産ラインの休止、テレワークや在宅勤務、休暇に振り返るなどの対応に追われている。

### 設備増強、採用強化の動きと懸念

アフターコロナを見据え、経済の再稼働を見込んだ生産能力・供給能力の増強のための設備投資や採用強化の動きがみられる。また、物価高騰と生活保障の観点から賃金水準の引き上げや労働環境の整備に着手している。同時に損益分岐点の上昇がみられ、以前よりも利益を確保しにくい状況ともなっている。

今後、景気の悪化が本格化すると、事業の縮小や設備売却、雇用への影響などのシナリオも想定される。特に建設業ではその影響が先行して業績の悪化傾向がみられる。製造業では資材価格高騰への対応から、在庫や半製品が増加しており、受注の取り消しにおびえる日々が続いている。

また、コロナ対策としてのテレワーク機器の導入やシステム導入なども一巡していることから、事業サービス業や研修事業、様々な業種での企業の業績の悪化が強く懸念されている。このような厳しい経営環境に加え、中小企業の2025年問題とされてきた経営者自身の年齢や健康状態などによる倒産・廃業が2025年を待たずに増加している。新型コロナウイルス関連倒産件数は増加の一途をたどっており、経営者の再チャレンジや事業の引き継ぎなど円滑な廃業支援の拡充が求められている。

### 原材料価格高騰と価格転嫁交渉

「中小企業は平和の中でこそ繁栄する」とは、当会の設立以来の基本理念であるが、平和という前提が大きく崩れつつあることも注視せねばならない。ローマ教皇フランシスコやフランスの文化人類学者エマニュエル・トッドなどは「第三次世界大戦は布告されている」と発言し、ロシアのウクライナ侵攻に対する各国の対応が問題を複雑化させていると指摘している。経済問題に限っても、この戦争の影響は長期化・広域化していくことが想定され、中小企業の経営基盤にも大きな影響が懸念される。

原材料価格高騰の影響は、さまざまな分野で広く影響を及ぼしていることから、事業者同士値上げの必要性価格転嫁交渉がしやすい環境が生まれたものの、仕入れ価格の上昇は続いている。中小企業経営者は、企業間取引において、再度の価格交渉の必要性を感じつつも、値上げの申し入れが顧客離れにつながりかねないとして、慎重な姿勢を示している。

また、最終消費者に対しての価格の引き上げは、社会全体で賃金が上がりにくい状況が続いていることから買い控えや廉価な代替品に流れるなど消費者の行動が変化し、売上低迷につながっている。本格的な不況の気配を感じながら事業活動を行なっている。

これまで円相場の安定から海外での生産や海外からの輸入に頼ってきた我が国だが、原材料価格の高騰に加えて円安基調が続くことから、同じ条件での原材料の調達が難しくなっている。物品価格の安定のためには、緊急対策と並行して、エネルギーや資材、食料品の国内での生産・供給体制の強化は経済安全保障の面からも、国際情勢を注視した対策を講じる必要がある。

また、この間の農業の付加価値化が成果を生み、食料品の輸出が増加しており、都市部でも生産地との連携によって新たなビジネスチャンスが生まれている。中小企業小規模企業振興条例でも掲げられている「地方との調和」を前提とした広範な連携を生み出していくことが、国内の経済循環を生み、内需を喚起し、東京のみならず我が国の持続可能性をも高める道となるであろう。

### 資金繰りと経営圧迫要因

資金繰り面では、コロナ対策融資を受けた企業は当会でも6割に上り、うち半数が約定弁済を開始した。そこで起きているのが運転資金不足となっている。また、リスケジュールを選択した企業は追加での運転資金の調達が困難となっている。東京都の借換支援事業の活用など、資金面での支援は今後も必要である。

インボイス制度や電子帳簿保存法などに対応したシステム導入、キャッシュレス決済に伴う手数料負担など利益を圧迫する要因が増大していることや、またこの間に急速に普及したキャッシュレス決済への対応によって、売上の入金が翌月などになるため、かつての現金商売の旨味は大きく減少した。小規模企業ほど資金繰りがタイトになり、資金ショート懸念が高まっている。キャッシュレス決済時の手数料負担の軽減や速やかな入金を実現する決済システムの導入が待たれる。

### 人材不足と最低賃金

人手不足は依然深刻であり、中小企業の賃金の引き上げ努力は、経営余力がない中で続いている。ITなど一部の業種では好業績であり、またテレワークの導入などによるオフィスの縮小など固定費削減によって賃金の引き上げに成功している企業もある一方、業績悪化の中でも採用力の維持と事業継続のために、厳しいやりくりの中で給与水準の引き上げに踏み切る企業もあった。またそのような企業でもIT導入の一股感が生まれており、急激な成長は見込みにくい状況である。

政府は最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指しており、昨年引きつづき、今年の最低賃金の引き上げ幅も過去最高額となっている。企業業績は二極化しており、賃金の支払い能力が一様に高まっていない。また、最低賃金の大幅な引き上げは、人手不足の問題とも密接に結びついている。最低賃金付近で働く労働者の多くは、扶養または社会保険加入要件外の範囲で働くパートタイマーが多い。いわゆる配偶者控除の103万円と、社会保険加入要件の130万円の壁である。

今回の引き上げ額である31円は、試算では一月あたり6000円弱（6時間／日、週5日勤務と仮定）の賃上げ額に相当し、手取りが増やせないのであれば、約1日弱分の時短効果が発生する。このように、労働者にとっては最低賃金の引き上げによって手取り収入は大きく増えず、雇用者にと

って一人当たり労働時間の短縮を迫られ、いっそうの人手不足状態に頭を悩ませることとなる。

また、多くの中小企業では収益構造を抜本的に改善することは難しく、雇用者側は上昇した賃金水準に対応するため、雇用を絞り、労働の密度を濃くすることによって対応することが想定される。物価対策や貧困対策としての最低賃金の引き上げは、その実効性が疑わしいのではないか。

最低賃金の絶対額にのみフォーカスした議論ではなく、憲法に規定されている社会権、社会保険加入要件や保険料額、控除の在り方、物価水準、ライフスタイルを踏まえた総合的な観点やリスクリソングやリカレント教育などによるエンジニア育成、そして個々の経営者・労働者の稼ぐ力の向上、労働市場の流動化の是非も含め、労働者・雇用者双方の実情を汲み取った丁寧な議論と合意の形成が不可欠である。

### 創業環境の整備と創業リスクの低減

テナント撤退や資金繰り支援などを背景に創業しやすい環境が生まれ、宿泊業や飲食業などを中心に事業所数は増加している。産業の新陳代謝が進み、倒産廃業が増加する一方、生産地や地域の人脈を生かした新たな連携やウェブを活用した広告宣伝などを背景に事業活動を行なうなど、新規性の高いビジネスが数多く生まれてきた。

しかし、その多くは小規模事業者であり、経営基盤が弱い。政府はスタートアップ創出元年として創業支援を強める方針を打ち出した。東京都でも創業エコシステムの整備や地域での創業プラットフォームを創出する取り組みが進んできた。しかし、創業に関心を持つ層は顕著に増加しておらず、小規模共済、フリーランスの労災特別加入の推進など、創業リスクの軽減や早期に業績を安定化する支援などを強めるとともに、中小企業者や金融機関、行政、大企業、研究機関など多様な背景を持つ人々のネットワークから創業関心層を増やす取り組みがますます重要である。

### 中小企業に対する投資育成の促進

事業活動を持続的に行うためには、将来への投資は重要な観点である。余裕のない企業には、研究開発や新規事業の立ち上げなど将来の事業の種を育てる余裕が生まれず、産業構造の変化や技術革新とともに消えていく企業となりかねない。そのため、地域経済に影響力が大きく、成長性が見込まれる中小企業に対し、投資育成などの観点から資本増強を行い、研究開発や販路開拓、生産力増強などに注力できる状況を作り出すことが重要である。

地域未来けん引企業など、地域で安定的に成長を果たす中小企業等に対する投資育成を強め、産学連携の後押しやフォローアップを通じて、技術革新等を生み出し、稼ぐ力を高めていくことが、地域や周辺の事業者にとって良い経済循環を生み出すことにつながることを期待できる。

また、間接金融や支援制度においては、中小企業企業の業界での立ち位置やステージに応じた支援が検討されているが、リスクマネーの供給に対してはまだまだ一般的ではない。東京都の国際金融都市構想の実現においても、投資先となる成長が期待できる中小企業へのリスクマネー供給を促すことが課題となっている。全くのゼロからイノベーションは生まれず、事業活動を通じた蓄積の中でイノベーションは生まれる。

これまで事業を継続してきた実績があればこそ支援の幅も広がる。未だ見ぬユニコーンの登場をいつまでも期待するのではなく、イノベーションの手前にいる足元の中小企業への投資育成を促すこ

とが重要である。

### 人材育成とリスクリング

シンガポールやルクセンブルクなど人口減少と移民の減少を抱える諸国では国民すべてを対象に AI などの先端スキルを身につけるプロジェクトが本格化している。一人一人の能力開発によって経済の停滞を防ぎ、社会の持続性を高めることが目的とされている。

一方、我が国では、人生 100 年時代の学び直しなどが提唱され、雇用の流動化と年齢によらないリスクリングによるキャリア形成とエンジニア育成の必要性が強調されているが、労働者それぞれの金銭的・時間的な負担による部分が多く、一般的なものとはなっていない。

これまで、多くの中小企業の現場では IT 人材は特別な技能として認識され、内製化せず、外部に開発や管理を委託することが多い。そのため、自社の事業データの収集や解析から、即時に経営判断し、その判断を反映できる道具とはなっていない。事業活動を営む上で必要なデータが散逸せず、事業活動の現場で生きるデータとして加工され、経営判断や効率化に利用されることで初めてデジタルトランスフォーメーションは実現する。

IT による効率化や販路の開拓、ビジネスモデルの刷新といった経営努力を実現し、付加価値を高め、賃金の引き上げができる状況を一様に高めていくためには、リカレント教育やリスクリングによって国民の技能や知識のバージョンアップを図るなど現役世代の人材教育や技能の取得が欠かせないと考える。

このような観点から下記を要望する。

## ◆要望項目

### 中小企業支援の枠組みを一層、強化・発展すること

#### 1. 東京都中小企業小規模企業振興条例を背景に、行政サービスの向上にとどまらず、官民等の連携を創出し、広範な都民の参画による中小企業支援の輪を拡大すること

公の課題は官が担うものとの認識から、住民は税金の対価として官からサービスを受ける「お客様」として位置付けられてきた。結果、取り扱うべき公の課題は増大するものの、社会の多様化に伴い、多様なニーズに応えきれなくなっている。そのため「新たな地域自治」のあり方が模索され、中小企業者を含む意欲と能力のある担い手が、行政と協働して公の課題の解決を図る環境を整備することによって、地域の持続可能性を高めるものと考えている。

中小企業施策の企画にあたって、制度に対するフィードバック機会の拡大による中小企業者の参画によってより良い制度としていく体制を引き続き維持ことは重要であるが、さらに発展的に、事業革新を生み出すエコシステムの創出の観点からも、官民の協業や連携を推進し、社会課題の解消を事業化していくビジネスコミュニティなどの創出から広範な都民の参画による中小企業支援の輪を拡大することを要望する。

#### 2. 支援機関等との良好な信頼関係構築への支援を強化すること

コロナウイルス禍によって財務状況が著しく悪化した中小企業にとって独力での事業改善は困難であり、支援機関との連携が不可欠である。そのような前提に立ち、事業再構築補助金や経営改善サポート保証、伴走支援型特別補償制度が開始されたが、事業計画書、事業改善計画書等の作成が必須であり、作成には専門家のサポートが不可欠である。一方で経営に関する相談相手が不在である中小企業経営者も少なくない。

また、税理士や中小企業診断士の中には、長らくコンサルタントとして企業経営に関わっているが、認定支援機関の認定を受けていないために、助成金等の申請ができないとの事例も散見された。また、助成金申請を引き受ける認定支援機関の側も、その中小企業の実態が把握できていないために、実効的な支援がしにくい状況がある。

そこで、認定支援機関・よろず支援拠点・振興公社・商工会議所・商工会などとの連携を一層強化し、伴走型支援の強化を図ること。また、有償での支援を行う際にはその費用の一部を助成するなど制度の拡充を図り、制度利用者の負担を軽減すること。

#### 3. 集積を地域づくりと中小企業支援を結び付けた事業プラットフォームを創出し、中小企業者と行政や支援機関等との有機的な連携を一層強化すること

スタートアップエコシステムの整備において、技術系ベンチャーに代表される、外発的なイノベーションと集積と投資育成によって構築されるベンチャー支援施策は将来の産業プラットフォームを生み出す源泉であり、またそれらの集積がシリコンバレーを生み出してきたことからベンチャーエコシステムの整備は重要な施策である。

その一方で、地域資源を活用し内発的に解消する事業や文化性の高い事業を営む企業の創出も同時に重要である。都内でも台東区のモノマチ、荒川区の TASK など、地域の中小企業家や創業関心層、創業希望者が地域の支援機関や専門家、住民や大学等と連携し、そこに行政がかかわることで、地域活性化につなげている。また古くから原宿などに若手デザイナーが集まり、その集積の中から若

者文化が形成されてきた。地域性を背景とした事業者の集積と連携から新たな産業や地域の特色が生まれてくる。このような集積を地域づくりと中小企業支援を結び付けた事業プラットフォームを創出し、中小企業者と行政や支援機関等との有機的な連携を一層強化すること。

#### **4. 生産緑地の転換にあたって、10年といった画一的な期間ではなく都市計画に基づいた弾力的に対応すること**

1992(平成4)年に生産緑地法が改正されたときに指定を受けた生産緑地が、30年を経過する2022年に一斉に指定を解除されることによって、不動産市場の混乱や都市環境の悪化などが起こるおそれがあるとされている生産緑地の2022年問題に対応し、10年間の営農を条件に期限を延ばすことができる制度が生まれた。しかし事業の計画にあたって10年という期間は画一的であり、農業経営者の相続や事業承継など個々の事情や都市計画ともかみ合わないものとなってしまうかねない

そのことから、10年間という画一的な期間ではなく、都市計画等に基づいた弾力的な対応を行うこと。

#### **5. SDGs 策定支援事業の普及啓発を継続して実施すること**

東京が今後も持続性を高め、良好な事業環境を生み出す上ために、中小企業自身がSDGsに掲げる目標の達成と自社の事業活動を関連づけていくことは重要である。

そのため、SDGs 策定支援事業の普及啓発を継続して実施すること。また、国や基礎的自治体、他の支援機関と連携し、SDGs 各項目実施企業に対する入札・助成金審査における加点や、制度融資・投資育成にあたって金利の優遇などを実施すること。

#### **6. 大学内の知的財産権の活用促進と事業化支援の強化を図ること**

大学内の知的財産権の利活用にあたって、民間企業との連携が模索されている。しかし、事業化費用やパテント費用の面で折り合いがつかず、また将来の事業性が見えにくいことから、知的財産権を活用した事業化のハードルは高いものとなっている。特に中小企業にとっては不確実性から非常にハードルの高い連携先となっている。

公的ファンド等を一層活用し、事業化費用に対する投資育成をはかり、創業や新規事業の促進をはかること。

#### **7. エネルギーコストの削減対策にあたり、専門家派遣制度を積極的に活用すること**

原油価格高騰に伴う経営基盤安定化緊急対策事業として、専門家派遣や助成金によるエネルギーコストの削減対策が打ち出された。この事業の対象となっているのは直近決算期又は次期決算期の売上高が前期又は前々期の決算期と比較して10%以上減少していること、かつ、直近決算期又は次期決算期において損失を計上が見込まれることが要件に、専門家派遣および省エネルギー化・コスト削減に資する設備の導入経費を助成する制度となっている。

今後も継続して増大するエネルギーコストの削減にあたっては、高効率な機材への転換のほかに、専門家の助言に基づく機器のメンテナンスや軽微な部品交換なども有効である。専門家派遣と設備導入経費への助成金支援の要件を分け、専門家派遣については損失が確定していない段階でも利用

できるよう対象を拡大すること。

## **中小企業金融の強化と目指すべき方向**

### **8. 中小企業金融における事業性評価の定着を後押しすること**

伴走支援型制度融資など、金融支援から事業支援への転換に対応した施策が展開されているが、一方で金融機関側からは負担増大などから事業支援に後ろ向きな姿勢も会員企業からは聞こえてくる。金融機関と事業者を仲立ちし、金融機関からの支援によって事業性を高めるためには、金融や財務に強く、かつ事業支援策をつなぐコーディネーターの存在は欠かせない。

そのような一定の能力を持つコーディネーターを養成し、継続性を持った事業支援を行うためのプラットフォーム作りを行うなど、金融機関における事業性評価の定着を後押しすること。

### **9. 感染症融資の特別借替制度の対象を「感染症全国」にも広げるよう働きかけること**

中小企業の資金繰りは依然厳しい状況が続いている。コロナ特別融資などが重くのしかかり、業績が回復・拡大する企業であっても追加での資金調達は困難な状況が続いており、資金調達が事業の安定や発展を阻害する場面も多い。業績の回復に至っていない中小企業ではさらに厳しい融資環境となっている。

東京都の「感染症融資の特別借替制度」を活用した借換支援制度によるニューマネーの調達と返済額の低減によって資金繰りが軽減される場面が増えているが、「感染症全国」が対象外となっている。関係する機関との調整を行い、全国制度も対象とするよう働きかけを行うこと。

### **10. リスケジュール後の運転資金不足への対応**

コロナ対応金融支援の一環として特例でのリスケジュールに踏み切る企業が増加している。リスケジュール後に追加借入を行う際には、業績の改善が必須となるが、一方でエネルギー・原材料の高騰、人件費の上昇に加え、感染拡大に左右される状況が続いており、改善の傾向が見出せていない企業も多い。

そのようなことから、特別借換制度の活用を一層促進し、中小企業の事業継続を今後も後押しすること。

### **11. 事業承継や廃業に関する支援の強化を図ること**

事業承継にあたって、経営承継円滑化法のなかで事業用資産についての相続税納税猶予や免除が税制の特例として制度化され、また、所在不明株主についても会社法の特例が創設され、所在不明株主への通知期間「5年」が都道府県知事の認定を受けることなど条件に短縮できる一定の手続保障が制度化された。また、経営者保証の二重徴求の解除など事業承継を促進する制度が打ち出され、事業承継融資も活発に利用されているなど、制度の充実が図られてきた。

しかし、余力のあるうちに計画的に事業を終了する廃業については、なかなか相談しにくい内容でもあり、支援制度にアクセスすることが困難である。また、廃業にあたっては専門的な見地や資金が必要となり、また支援機関の連携も重要なものとなるが、廃業に際して「誰にも相談しなかった」「家族親族」が8割と、サポートや情報提供が十分に届いていないケースが多い。支援機関等の連

携と共に、基本的な情報の発信と提供ができるよう、広報強化を行うこと。また廃業資金への助成金制度の拡充を図ること。

### 1 2. 経営者保証の解除に関する支援制度について一層の広報強化を図ること

事業承継時に障害となることが多い経営者保証であるが、その解除を希望する経営者に対して行なっている、経営者保証解除に向けた支援制度は、中小企業経営者が強く要望してきたものである。

現在、事業承継・引き継ぎ支援センターが行なっている解除相談事業について、一層の広報強化を行うとともに、金融機関を含む支援機関等の協力を背景に経営者保証ガイドラインの要件充足に至るまでの中小企業側の努力を、継続的に後押しする支援体制を強化すること。

### 1 3. 信用保証制度の利便性向上を図ること

保証協会あっせん融資の申し込みにあたり、事業者が直接、保証協会に対し経営支援や融資相談、創業相談などの面談予約がオンラインでも行えるよう、信用保証制度の利便性向上を図ること。

## 創業支援の強化

### 1 4. 創業支援にあたってベンチャーデットの拡充を図ること

担保となる資産や営業実績が不足している中小企業者特に創業まもないスタートアップ企業は、資産の不足や販売実績が整わないなどから事業成長期特有の運転資金不足に陥ることが多い。事業が安定して成長するためには、デットでの資金調達の円滑化が重要である。

また、フィンテック産業は成長性が高く、世界のユニコーン企業の2割を占めている。東京都が国際金融都市としての存在感を高める上でも、フィンテックベンチャーの育成は欠かせない。制度融資の要件を設定する際、転貸しないことを条件に金融業を加えることも検討いただきたい。

### 1 5. 創業支援と一体化した労災特別加入を促進するなど事業者向けセーフティネットの活用を促すこと

休業時に収入が途絶えることは創業者にとって大きなリスクと映り、創業を見送る創業関心層も少なくない。

休業リスクに備える制度、たとえば労災特別加入や小規模企業共済への加入など、創業者・創業希望者に対する周知広報に務め、セーフティネット制度の活用を促すこと。

### 1 6. 地域の中核となる企業に対する投資育成の強化を図ること

地域未来牽引企業など地域の中核となる中小企業の研究開発や販路開拓は取引企業や地域の雇用にも好循環を生み出す。一方で、保証や担保、事業の健全性を基準とするデットファイナンスだけでは、リスクの高い投資や長期にわたる研究開発など、挑戦に対応する資金調達が難しい状況が続いている。

このような企業の業績拡大を後押しするため、エクイティファイナンスを活用した投資育成を促すことが重要と考える。地域未来けん引企業など一定の開発力や販売力を持つ企業に対する資本面での増強は、事業の健全性を高めるだけでなく、長期的な観点での研究開発などに注力できる環境を

生み出すことができる。東京都でも公的機関でありながらファンドを通じた支援を行っており、TOKYO 事業承継ファンドやネクストユニコーンを生み出す DX スタートアップ成長支援ファンドなどが創設された。また、政府が金融機関の出資制限を緩和したことで投資育成を目的とした出資が可能となっている。

このような政策の転換に対応し、東京都は各ファンドの連携を創出し、中小企業の成長支援体制を強固なものとする。

### 17. インボイス制度導入によって甚大な影響を受ける小規模企業への総合的な支援策を構築するとともに、今般の情勢下を理由に導入の見送りなどを国に対し要望すること

2023 年 10 月にインボイス制度が導入されることにあわせ、2021 年 10 月からインボイス発行登録申請が開始した。インボイス制度の導入によって課税事業者が免税事業者から仕入れる場合、税額を控除できず利益の減少につながってしまう。そのため、免税事業者が取引から排除または値引きの要請がされる可能性が大きい。そのため免税事業者は課税事業者となるか、取引上の不利を踏まえて免税事業者であり続けるか選択が迫られている。小規模企業、特に取引関係において不利な立場であり、また役務提供など価格が見えにくい個人の事業者がその対象となることが多い。適格請求書等の発行保存が可能なシステム導入や経理処理の変更等に過大な負担が発生する。事務負担や費用負担を軽減するため、システム導入支援への助成を強めること。また、小規模企業等に対する支援策の強化や取引への監視を強め、免税事業者が取引上の不利益を被らないよう、公正取引委員会等とも連携し支援体制を強化すること。

インボイス制度の本格導入後、事業者が免税事業者であり続けることは、事業継続の観点からも困難であり、業績を拡大し事業の安定的な成長を促すことが重要である。その観点から、販路開拓支援制度などの活用や経営計画策定支援等の情報にアクセスできるよう、広報の強化に努めること。また、今般の社会・経済の状況や小規模事業者等への影響の実態を踏まえ、インボイス制度導入の先送り等についても、国に対し要望すること。

## 公共調達に関する要件の整備

### 18. 公共入札・調達に関するルール整備の推進にあたり、ダンピングを防止し、公共入札・調達に関するルール整備を図ること

公共事業、指定管理業者や業務委託等の競争入札において、国内相場よりも非常に安価で応札・受注する企業が散見される。その背景には、労務費の圧縮や安価な海外への下請発注など再委託を前提に極めて安価な入札金額を提示していることが多い。このような事業者の存在は、雇用を創出し、経営者の責任を果たそうとする中小企業の経営意欲を奪いかねない。適正な安全配慮や労働者への分配など社会的な要請に積極的に応えようと努める事業者が評価されず、公平な競争環境を歪めている一因となっている。

地方自治体が行う公共調達・公共入札は、限られた財源から適切な金額で役務提供や物品の納入などを行い、財務規律を保つことだけでないとする。地域の企業が公共調達や入札に参加することは、地域内での資金の循環を生み、同時に域内中小企業の経営体質の強化につながる。

そのため、中小企業団体・労働団体等からの意見聴取の研究会などを設置し、公共工事、業務委託、

指定管理業務の入札のルールについて、ダンピングを誘発する最低制限価格、低入価格を適切な水準まで引き上げること。また東京都の公共調達にあたって、雇用・労働環境の整備、都内企業の育成の観点を踏まえた公契約のルールの検討を進めること。

#### 19. 公共調達における、原材料価格高騰に対応した価格変更に関するルール整備を行うこと

原材料等の高騰に伴う価格転嫁交渉にあたって、民間企業同士の取引以上に厳しかったのが自治体との取引であったとの声はこの間に多く聞かれた。原材料費の高騰、エネルギーコストの上昇など仕入価格上昇分を適切に転嫁できる枠組みの創設への期待が高まっている。

行政との価格転嫁交渉にあたって円滑で適切な価格転嫁ができるよう、基準価格の設定や契約後の状況に応じた必要な契約変更や価格の変更に関するルールづくりを行うこと。

#### 賃金と待遇、人材育成について

20. 最低賃金の引き上げにあたっては、企業側に負担として押し付けるのではなく、社会全体で貧困の解消を図っていくコンセンサスのもと、社会保障制度との関連の中で議論が進むよう、東京都は公労使会議での議論をリードすること。

長きにわたる経済成長の停滞から、物の値段が上げにくい相対的デフレとなっている我が国の経済情勢のなかで、よって、更なる賃金の引き上げが労働側から求められている。

政府も賃金水準や最低賃金の引き上げへのインセンティブなどが制度化されているが、それを実現できるのは、価格決定権を持つなど業界での良い立ち位置やビジネスモデルを構築できている利益率の高い企業に限られているのが現状である。また、長らくデフレ慣れしていることから、総人件費の抑制も企業努力や付加価値に含まれるものとして、労働強化や買ったたきを背景に、販売価格の引き上げや賃金の引き上げに後ろ向きとなっている事業者も少なくない。

最低賃金の問題は、セーフティネットの拡充と組み合わせた包括的な取り組みとして問題を切り分けることが望ましく、賃金水準や最低賃金の引き上げの是非に問題を矮小化しないことが重要である。

最低賃金の引き上げにあたっては、企業側に負担として押し付けるのではなく、社会全体で貧困の解消を図っていくコンセンサスのもと、社会保障制度との関連の中で議論が進むよう、公労使会議での議論をリードすること。

21. トライアル雇用制度における事業主の要件の緩和を国に対し要望するとともに、就労に必要な基本的な技能や能力を身につけ、職場への定着を促す支援を行うこと

中小企業での人手不足は深刻であり、採用時のみならず、人材の定着は中小企業経営にとって大きな課題となっている。コロナ禍の影響もあり未経験人材などが入社を希望する場合も増えているが、一方で、採用後に発覚する労使双方のミスマッチも多い。また勤労観の育成が不十分な求職者も少なくないことから、試用期間や研修期間を設定するなどしてその適性などを測るなどの対策を講じているものの、解雇や雇用期間の延長をめぐって労使トラブルに発展することも多く、ミスマッチの解消に至っていない。

そのため、就業経験のない人やブランクのある人を対象にトライアル雇用制度が創設したものの、

手続きが煩雑であり、教育研修の時間がかかること、制度を利用できる企業の要件が多くの中企業が満たせないものとなっていることから中小企業では利用しにくい制度となっている。求職者もその要件からトライアル雇用制度の利用を忌避するケースも聞かれる。

事業主の要件の緩和を国に対し要望するとともに、職業訓練や研修プログラムを通じて就労に必要な基本的な技能や能力を身につけ、職場への定着を促す支援を行うこと。

## 2.2. 中小企業従業員の資産形成を支援すること

老後資金の不足が懸念される一方、中小企業の多くは退職金制度を中小企業退職金共済で賄っている。しかし、掛け金の上限が月額3万円、想定利回りは制度全体を通じて1.0%と低い水準となっており、中小企業退職金共済だけでは必要な老後資金の形成が困難となっている。

そのことから、確定拠出年金などを通じて資産形成を促すなどの施策がとられている一方、就業規則の改定や継続教育などの事務負担が大きく、中小企業における企業型確定拠出年金の導入は大企業と比べてかなり低い水準となっている。求職者にとって資産形成の制度の有無は、入社する企業を選ぶ際の一つの判断材料となっており、この面では、中小企業側が不利となっている。

希望する中小企業が確定拠出年金制度を導入しやすいよう、就業規則の変更等に係る費用への助成や専門家派遣、合同での継続教育の実施などを通じて、中小企業の従業員の資産形成を促すこと。

## 2.3. 人材不足対策としての職業訓練やリスキリング支援の強化

中小企業を取り巻く採用環境は依然厳しいものがある。くわえてコロナ禍による価値観や行動様式の変化は、これまで当たり前なものとして受け入れてきた現場での業務を忌避し、離職が大量に発生する現象は我が国のみならず世界各国で起きている。国内でも2019年をピークに労働市場からの退出が続き、就業者数は減少に転じている。このような中、デジタル化を通じた業務改善や生産性向上は急務であるが、それを担う人材の不足は一層深刻である。

本年から学習計画の策定支援も含めた中核DX人材のリスキリング支援事業がスタートしたことは、当会でも昨年度要望したことであり、当会でもこの事業を周知し企業づくりに役立てたいと考えている。

東京都は、スキリング支援事業の周知に注力すると共に、テーマの拡大、募集期間の延長や定数の拡大をはかるとともに、中小企業団体等と連携した出前講座の実施を計画すること。

## 2.4. 中間就労などによる労働市場に人を戻す取り組みへの支援強化を図ること

深刻な人材不足のなかで、若者ハローワークでの支援やサポートステーションでの就労体験、創業セミナーなど、労働市場に復帰するプログラムの重要性はますます高まっている。当会でも、若者サポートステーションとの協働で就労体験受け入れなど行っているが、就業体験にあたってのルールや受け入れ企業との相互理解を醸成する場づくりに課題が残っている。

関係機関や団体との連携強化をはかり、中小企業での就労体験そして雇用を促すことで、“わかもの”の社会的な孤立からの脱却と経済的な自立を支援する体制の強化を図ること。

## 2.5. 経済活動・社会活動が維持できるよう、医療機関との連携強化を図り、感染爆発への対策を

## 強化すること。

2022年7月に新規感染者数が1日で3万人を超えるなど、新型コロナウイルス感染症の第7波とされる感染爆発が発生した。同年2月に発生した第6波の際にも、医療体制がひっ迫し、発熱患者の受診が困難となっていたがそれ以上の混乱をもたらしている。中小企業では、従業員の罹患や濃厚接触による行動制限への対応、職場での陽性者の特定や隔離、スケジュール変更、テレワークや在宅勤務、休暇に振り返るなどの対応に追われている。また、休職や医療保険手続の申請の必要から発熱外来での確定診断は不可欠となっている。

発熱外来に対応できる医療機関を増やすとともに、オンライン診療体制を強化し、検査受け入れ数を引き上げ、陽性者が速やかに療養に入り、また行動制限の解除が速やかに行われるよう、関係機関等との連携により、医療体制のさらなる強化を図ること。

以上

令和4年12月14日

# 令和5年度 東京都予算要望

東京都行政書士会



## 令和5年度予算要望にあたって

新型コロナウイルス感染症の感染はいわゆる第7波に入っているとされており、東京都でも連日多くの陽性者が発生し、医療逼迫の厳しい状況が続いています。

政府においては、社会経済活動と新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の両面に苦心して取り組んでいますが、東京都においても社会経済活動と感染拡大防止の両立に向けた真摯な取り組みについて、心から感謝を申し上げます。

行政書士制度は、昭和26年2月22日の行政書士法施行以来、71年の歴史を数えました。今日に至るまで、行政書士制度に対するご理解とご支援に心から感謝と敬意を表するものです。

コロナ渦の約3年間は、行政書士に、各種給付金・協力金の支給申請に携わる専門家として、活躍が求められてきました。一部とは言え、困窮する国民の救済を目的とした制度を悪用した詐欺事件や、法外な報酬を取る代行業者も発生し、制度の目的が歪められたことは、誠に遺憾であります。新型コロナウイルスの感染症はBA.5となつてまだ続いており、予断を許さない状況にあります。「事業再構築補助金」等が現在も継続実施されていますが、支援を必要とする者に対して行政書士は全力で貢献してまいりたいと願っています。

令和3年6月4日に改正行政書士法の施行以来、行政書士の社会的責任は増しています。「特定行政書士制度」と相まって行政書士の社会的評価と国民からの信頼度の向上に襟を正し向き合わなければなりません。東京都行政書士会宮本重則会長が提唱する「かかりつけ行政書士」の考え方がさらに広く大きく定着し、国民の権利利益の実現に貢献できることを心から願っています。

団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を目前にしてウィズコロナによる国民生活の変化と多様化は、親族や友人とのコミュニケーション機会の減少による孤独孤立化も予想され、政府が進めるデジタル庁主導による行政手続のオンライン化などでITに不慣れな高齢者をサポートする体制が不可欠であり、マイナンバーカードの利活用とともに、社会環境の変化が私たち行政書士を必要とする機会が増大していることを強く実感しています。行政手続における申請代理人となる行政書士と、各行政機関とが深い信頼関係のもとで、行政事務の向上発展に寄与する姿勢は、国民と社会の期待に応える姿であります。

また、民法の大改正とともに法務局で開始された「自筆証書遺言書保管制度」と「法定相続情報証明制度」も、高齢化率30%と進展する国民生活に即した改正であり、多くの会員が、遺言、相続等高齢者からの依頼に寄り添ってその対応とサポートにあたって行く必要があります。

更に、少子化の進展により生産年齢人口が、2030年には1300万人も減少する厳しい現実の中で、人手不足が避けられず、事業者の人材確保は喫緊の課題となっています。外国人労働者の在留手続など、入管業務に精通した行政書士が事業者の円滑な業務運営に貢献するとともに、国民生活の安定と向上に即した貢献ができることを合わせて願っています。

行政書士の存在は、デジタル化に向けて発展し変化する社会に不可欠であり、「国民の権利利益の実現に資し」を体現しつつ、皆様の協力のもとに官公署と連携して貢献して行くことで国民からの期待に応えたいと心から願うものであります。

最後になりましたが、令和5年度は5項目について要望申し上げますので、何卒よろしくご願ひ申し上げます。

# 令和5年度 東京都予算要望一覧

## **要望事項 1**

「東京デジタルファースト推進計画を進めるにあたり、東京都に対する許認可申請等の行政手続について、行政書士が代理人として手続できることを想定した設計（行政書士の専用画面・入力項目等）とされたい。

また、同計画に基づき BPR を推進する際には、行政書士を委員等として選任するなど、具体的施策やシステムの検討・設計の段階から行政書士の知見・経験を活用されたい。

（デジタルサービス局、都市整備局、住宅政策本部、環境局）

## **要望事項 2**

東京都の窓口において、申請、届出等を本人に代わり代理人等がなす場合、提出される書類に行政書士の記名及び職印があることを確認なさるようお願いしたい。

また、書類作成における注意事項として、（行政書士が作成した場合には）当該行政書士の記名及び職印が必須であり、それがない場合、行政書士法に抵触するおそれがある旨を、申請の手引等に明記するとともに、申請書等に行政書士の記名職印欄を設定されたい。

（総務局、デジタルサービス局）

## **要望事項 3**

産業廃棄物収集運搬業の申請において、申請者の直前決算期の財務状態が債務超過である場合に提出を求められる、「経理的基礎を有することの説明書」を作成する者の資格として「行政書士」を明示されたい。

（環境局）

#### **要望事項 4**

第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）が示すとおり、地域共生社会の実現、尊厳のある本人らしい生活の継続を実現するために、東京都行政書士会が設立した成年後見制度の専門職団体である公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ（以下「ヒルフェ」という。）と引き続き積極的に相互連携を図られたい。

また、都内各区市町村における「市町村計画の策定」や「地域連携ネットワークづくり」等に際しては、ヒルフェの各地区会員をはじめとする行政書士を、協議会や中核機関の一員として活用するなど、行政書士との連携を一層強化するよう各区市町村に対して助言されたい。

（福祉保健局）

#### **要望事項 5**

教育分野のICT化促進に対応した著作権法改正の適正な運用を図るため、東京都及び都内区市町村において、教職員に対する著作権研修・普及啓発に行政書士を活用されたい。

（教育庁）

## 要望事項 1

「東京デジタルファースト推進計画を進めるにあたり、東京都に対する許認可申請等の行政手続について、行政書士が代理人として手続できることを想定した設計（行政書士の専用画面・入力項目等）とされたい。

また、同計画に基づき BPR を推進する際には、行政書士を委員等として選任するなど、具体的施策やシステムの検討・設計の段階から行政書士の知見・経験を活用されたい。

### **（要望理由）**

本要望は、基本的な理解を示された昨年の回答を踏まえ、今後も引き続き留意していただくよう要望するものである。

上記要望事項前段は、建設業、宅地建物取引業及び産業廃棄物処理業など、東京都に対する許認可申請等の行政手続について、代理手続を可能とするシステム構築の前提に、行政書士の専用画面・入力項目等（例として参考資料 1 を参照されたい。）の設定を求めるものである。そうすることで、相談等が可能な専門士業が行政書士であることを知り、アクセスすることが可能となり、無資格者による制度悪用（例：令和 2 年度中小企業庁実施の持続化給付金制度の際の虚偽申請等）及びそれによる被害の防止にもなろう。

また、同後段のとおり、都政のデジタル化についての具体的施策やシステムの検討・設計の段階から、行政書士の知見・経験を生かし活用することは、都民と東京都の双方にとってより合理的な施策・システムの構築のために必要であるといえる。東京都行政書士会と連携して進めることを検討していただきたい。

行政書士は、官公署に提出する書類（電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）や権利義務・事実証明に関する書類の作成・申請等を業としている。行政書士は、「行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することを目的とする（行政書士法 1 条）」士業であることから、都政のデジタル化推進についても、必要な協力をなす責任を負う第一の士業であると考えている。

（デジタルサービス局、都市整備局、住宅政策本部、環境局）

### **【参考資料】**

- 1 行政書士記名欄がある申請書の例（地域共通クーポン取扱店舗登録申請書）（12頁）

## 要望事項 2

東京都の窓口において、申請、届出等を本人に代わり代理人等がなす場合、提出される書類に行政書士の記名及び職印があることを確認なさるようお願いしたい。

また、書類作成における注意事項として、(行政書士が作成した場合には) 当該行政書士の記名及び職印が必須であり、それがない場合、行政書士法に抵触するおそれがある旨を、申請の手引等に明記するとともに、申請書等に行政書士の記名職印欄を設定されたい。

### (要望理由)

東京都の窓口に、行政書士法の遵守を促すプレートが設置されたことは、都民の権利利益を実現するためにも、たいへん望ましいものと評価している。本要望は、このことを、さらに徹底するための方策として提案するものである。

行政書士は、行政書士法施行規則 9 条 2 項に基づき、作成した書類に記名して職印を押す義務がある。したがって、これがなされていない書類が窓口で提出される場合には、行政書士法に抵触する恐れがある。このことを手引等に明示するとともに、窓口において、本人確認、代理権の確認の一環として、提出される書類に行政書士の記名及び職印があることを確認することで、無資格者による書類作成、申請等及びそれらによる被害の防止が期待できる。また、これに合わせて申請書等に行政書士の記名職印欄を設定されたい。

(総務局、デジタルサービス局)

### 要望事項 3

産業廃棄物収集運搬業の申請において、申請者の直前決算期の財務状態が債務超過である場合に提出を求められる、「経理的基礎を有することの説明書」を作成する者の資格として「行政書士」を明示されたい。

#### (要望理由)

本要望に対する昨年の回答は、「経理的基礎を有することの説明書」の書類作成を他士業に認め、行政書士に認めない法的根拠が不明確である。「経理的基礎を有することの説明書」の作成は、官公署に提出する書類であり、これを作成することは行政書士法が定める独占業務である。

行政書士は、工事入札参加資格申請における経営状況分析申請や経営事項審査申請にあたり、経営状況分析の決算前シミュレーションや、確定した決算の経営状況分析結果に基づき改善策を建設業者に対して提案助言することによって、経営基盤の強化に繋げ工物品質の適正化につながるようになっている。このように行政書士は、業務の一環として、「債務超過が生じることとなった原因を分析し、その分析結果を基に改善策を処理業者に対して提案・助言することによって、経営基盤の強化に繋げ、不法投棄等の不適正処理を防止すること」の実践に責任を持つ士業であることを強調したい。

このことに併せて、東京都行政書士会が提出した「都の各機関における行政書士制度への理解及び行政書士法等の遵守徹底に関する請願（請願 31 第 2 号。令和元年 6 月 19 日議決により採択。）」の内容を十分留意され、遺漏なく許可事務を取り扱うよう求める。

(環境局)

## 要望事項 4

第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）が示すとおり、地域共生社会の実現、尊厳のある本人らしい生活の継続を実現するために、東京都行政書士会が設立した成年後見制度の専門職団体である公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ（以下「ヒルフェ」という。）と引き続き積極的に相互連携を図られたい。

また、都内各区市町村における「市町村計画の策定」や「地域連携ネットワークづくり」等に際しては、ヒルフェの各地区会員をはじめとする行政書士を、協議会や中核機関の一員として活用するなど、行政書士との連携を一層強化するよう各区市町村に対して助言されたい。

### （要望理由）

団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年には、65 歳以上の認知症高齢者が全国で推計約 700 万人になるとされる。このように増加する認知症高齢者などが、尊厳ある本人らしい生活を地域で継続できる仕組みと支援の構築が急務である。

これについて行政書士は、専門職として責任ある立場であることを深く認識し、「国民の権利利益の実現に資する」ためにも、専門的知見だけでなく高齢者・障がい者などへの意思決定支援、身上保護も配慮した、権利擁護支援を推進する使命を持つと考えている。

なお、ヒルフェは、後見人候補者の養成、後見人等の指導・監督、法人後見も行っているほか、基本計画の中で優先して取り組む事項である任意後見制度の利用促進についても、適切な時機に任意後見監督人が選任されるよう、ルールを正しく周知し運用する必要性等を重視しながら、同制度の普及促進に力を入れているところである。

東京都におかれては、成年後見制度の利用の促進に関する法律 15 条に沿って、これまで以上に東京都行政書士会及びヒルフェと連携くださるよう、各区市町村に対して格別なご助言をお願いしたい。

（福祉保健局）

## 要望事項 5

教育分野の ICT 化促進に対応した著作権法改正の適正な運用を図るため、東京都及び都内区市町村において、教職員に対する著作権研修・普及啓発に行政書士を活用されたい。

### (要望理由)

教育分野の ICT 化促進に対応して著作権者の無許諾利用範囲を拡大した著作権法 35 条の平成 30 年改正の内容と、法改正後も利用許諾を要する利用方法も存在していることから、改正法の趣旨およびその内容の周知が重要である。この点に関して、文化庁も関与している著作物の教育利用に関する関係者フォーラムが公表した「改正著作権法第 35 条運用指針」は詳細に触れている。同運用指針も参考にした教職員向けの研修・普及啓発のために行政書士の活用を図られたい。

(教育庁)

### 【参考資料】

- 2-1 文化庁「教育用著作物ネット配信円滑化制度（リーフレット）」（13頁）
- 2-2 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム「改正著作権法第 35 条運用指針（令和 3（2021）年度版）の初等中等教育における特別活動に関する追補版」（令和 3 年 11 月 9 日）（抄）（15頁）

# 参 考 资 料

## 行政書士法（昭和26年法律第4号）（抄）

### （目的）

第一条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もつて国民の権利利益の実現に資することを目的とする。

### （業務）

第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。次号において同じ。）に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与

の手續その他の意見陳述のための手續において当該官公署に対してする行為（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること。

二 前条の規定により行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手續について代理し、及びその手續について官公署に提出する書類を作成すること。

三 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。

四 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。

2 前項第二号に掲げる業務は、当該業務について日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士（以下「特定行政書士」という。）に限り、行うことができる。

## 行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）（抄）

（書類等の作成）

第9条 略

2 行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。

【様式A】

令和 年 月 日

地域共通クーポン取扱店舗登録申請書

|  |         |             |   |
|--|---------|-------------|---|
| 事業者名<br>(ない場合は個人名)                                     | フリガナ：   |             |   |
|  |         |             |   |
| □ 「宿泊事業者」として既にGo To トラベル事業に登録されている場合はこちらにチェックを入れてください。 |         |             |   |
| 法人番号13桁<br>(ない場合はなしと記載)                                |         |             |   |
| 代表者氏名  | フリガナ：   |             |   |
|  | 姓       | 名           |   |
| 住所   | 〒 - -   |             |   |
|  | 都道府県    | 市区町村・番地・建物等 |   |
| 電話番号   | - -     |             |   |
| FAX番号<br>(ある場合のみ)                                      | - -     |             |   |
| ホームページ<br>(URL)<br>(ある場合のみ)                            |         |             |   |
| 実務担当者  | 氏名      | フリガナ：       |   |
|  |         | 姓           | 名 |
|  | 部署名     |             |   |
|  | 役職      |             |   |
|  | メールアドレス |             |   |
|  | 電話番号    | - -         |   |
| 緊急連絡先<br>(携帯電話等)                                       | - -     |             |   |

■ 登録代理の有無

行政書士が事業者の希望により登録代理業務を行う場合、下欄にご記入ください。

|      |                  |       |   |
|------|------------------|-------|---|
| 行政書士 | 氏名               | フリガナ： |   |
|      |                  | 姓     | 名 |
|      | 行政書士登録番号<br>(8桁) |       |   |



オンライン教育で  
お困りの学校・先生方に

# 教育用 著作物ネット配信 円滑化制度

— 授業目的公衆送信補償金制度 —

2020年4月28日より開始！  
2020年度に限り無償

2021年度以降も、教育委員会や学校法人等が**一定の補償金（年額）**を支払うことにより、多様なコンテンツを**何度でも利用可能**

## 制度の概要

- 制度の対象  
幼稚園や保育所、小学校、中学校、高等学校、大学などの非営利の教育機関
- 制度の目的  
これまで著作物をネット配信するためには、個別に権利者の許諾を得る必要があったが、許諾不要（補償金あり）にすることで「遠隔授業などオンライン教育における著作物利用の円滑化」と「画家、作家、作曲家などクリエイターへの対価還元」の両立をする制度
- 必要な補償金  
2020年度については特例的に無料で利用可能。2021年度以降については有料（例：一人〇円／年）での本格運用に向けて準備中

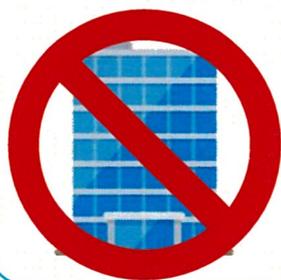
# 教育用 著作物ネット配信円滑化制度

— 授業目的公衆送信補償金制度 —

## 対象機関



非営利の教育機関



営利企業などの  
営利機関はNG

## 利用範囲



教師と児童、生徒  
や学生の間など



ウェブサイト等での  
一般公開、学校間の  
共有、教育委員会等  
による配信はNG

## 利用目的

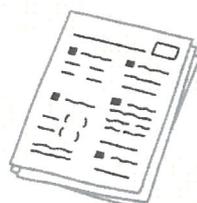


授業目的



保護者会や職員会議  
などでの配信はNG

## 利用方法



著作物の  
小部分の利用

※短歌や写真などは全体の利用が可能



生徒購入用のドリル  
や書籍の大部分など  
の配信はNG

※NGに挙がっている利用も著作権者の許諾を得れば可能です。

詳しくは

文化庁 授業目的公衆送信補償金制度の早期施行について

検索



【初等中等教育】

## 著作物を利用した特別活動における音楽・映像等の インターネット等での配信について

### 1.改正著作権法第 35 条運用指針（令和 3（2021）年度版）における特別活動に関する権利者と利用者の共通認識事項

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等（※注 1）、初等中等教育で行われる入学式、卒業式、始業式、終業式、修学旅行、運動会、水泳大会、文化祭、合唱祭等の学校行事は、一般的に、学校教育法施行規則、及び、学習指導要領に基づき各学校が編成する教育課程において「特別活動」に位置づけられるものであり、少なくともこうした教育課程上の活動は著作権法上の「授業」に含まれると考えられる（運用指針 7 ページ）。

したがって、改正著作権法第 35 条運用指針（令和 3（2021）年度版）において、授業に関して権利者と利用者で共通認識が得られている以下の事項は、特別活動においても同様に適用される。

#### (1) 著作権法 35 条の基本的枠組み

授業の過程において、教育を担当する者や授業を受ける者（運用指針 8 ページ）は、①必要と認められる限度内（運用指針 8～10 ページ）であれば、小説、脚本、論文、講演その他の言語、音楽、映像、美術、写真等の公表された著作物をコピーして配布したり、インターネット等を利用して配信（公衆送信）したりすることができる。ただし、著作物の種類（運用指針 11 ページ）、用途（運用指針 12 ページ）、複製の部数・受信者の数（運用指針 12 ページ）、複製・公衆送信・伝達の態様（運用指針 13 ページ）等に照らし、②権利者の利益を不当に害さない利用（運用指針 9、13 ページ）であることが必要である（運用指針 21 ページ以降）。

#### (2) 権利者の利益を不当に害する例

教員等が、合唱祭等で利用する楽譜等（※注 2）をコピーして、出演する児童生徒やその保護者に配布したり、インターネットで配信したりすると、楽譜等の販売によって得られる利益に影響を与えるため、著作権者の利益を不当に害する可能性がある。このような場合、著作物の種類や用途、態様等によっては、児童生徒の人数分の楽譜等を購入するか、もしくは、著作権者の許諾を取る必要があると考えられる（運用指針 11～14 ページ）。

#### (3) 授業目的公衆送信補償金の支払いが必要となる例

授業の過程において、教員が児童生徒に対し、又は、児童生徒が教員や児童生徒に対して、音楽、美術等の著作物や、著作物が含まれる映像・教材等をインターネット等で配信する場合、教育機関の設置者（自治体や学校法人等）は、授業目的公衆送信補償金を支払う必要がある（運用指針 22、23 ページ）。

#### (4) 第 35 条第 3 項（許諾不要かつ授業目的公衆送信補償金の支払いが不要）に該当する例

インターネット等で著作物を利用する場合でも、たとえば、教室・講堂・校庭等で活動している文化祭の映像を、不登校の児童生徒、保健室登校をしている児童生徒、病院に設置された院内学級で授業を受ける児童生徒などに対してリアルタイム（ライブ）中継する行為は、著作権法第 35 条第 3 項が適用されるため、授業目的公衆送信補償金は支払わなくともよい（運用指針 22、25 ページ）。

## (5)教育支援者、補助者等の行為について

教育を担当する者(教員等)から指示をうけた事務職員等の教育支援者及び補助者らが、学校内の設備を用いるなど学校の管理が及ぶ形で複製や公衆送信を行う場合、教員等の行為とする。また、児童生徒等の求めに応じて、事務職員等の教育支援者及び補助者らが、学校内の設備を用いたりするなど、学校の管理が及ぶ形で複製や公衆送信を行う場合は、児童生徒の行為とする(運用指針 8、13 ページ)。

## (6)授業参観者に対する著作物のコピーと配布・配信(必要と認められる限度)

運用指針を公表する「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」では、授業を参観する保護者等について、過去に次の点が話し合われている(※注 3)。

- 授業参観時の保護者等は、一般的には児童生徒等が授業を受けている様子を参観しているのであって、著作権法第 35 条で規定する「教育を担当する者」、「授業を受ける者」には該当しないこと
- 保護者等が、著作物の複製・公衆送信等の主体となる「教育を担当する者」、「授業を受ける者」に該当するか否かという解釈の議論と、著作物を配布・配信する対象として保護者や協力者等を含めて良いか否かという議論は異なること
- 授業を参観する保護者等にも、授業で児童生徒に配布・配信した著作物と同じものを配布・配信することは「必要と認められる限度内である」と考えられること

以上から、授業の過程において、コピーし児童生徒に配布したり、送受信したりした著作物と同じ著作物を、教室で実際に授業参観する(参観できる)保護者の人数以内で、コピーを渡したり、インターネット配信することは「必要と認められる限度内」である(運用指針 12 ページ)。

---

※注 1 運用指針 6 ページの③「学校その他の教育機関」表を参照のこと。

※注 2 運用指針では、<(権利者の利益を)不当に害する可能性が高いため、補償金の範囲では利用できない例>として、「授業を行う上で、教員等や児童・生徒が通常購入し、提供の契約をし、又は貸与を受けて利用する著作物について、購入等の代替となるような態様で複製や公衆送信すること」をあげている。その場合の著作物の例(特別活動等)として、演劇の脚本、読書会用の短編小説、部活動で使われる楽譜を列挙している(運用指針 13、14 ページ)。

※注 3 2019 年度第 3 回著作物の教育利用に関する関係者フォーラム(2019 年 10 月 29 日)文化庁著作権課提出資料「改正著作権法第 35 条の解釈について」

## 2.著作物を利用した特別活動の保護者等へのインターネット配信の考え方

初等中等教育の学習指導要領等で、学校、家庭、地域社会との連携と協力体制の構築による児童生徒の健全な育成が求められる今日においては、特別活動等の授業での学習の成果を保護者や授業協力者等に発表することは、優れた教育効果が期待できるとともに、学校、家庭、地域社会の連携を一層強化することが期待される。

また、昨今の幼稚園や小学校、中学校等の授業では、授業参観している保護者や協力を求められた地域住民に対して授業を受けている児童生徒が授業中に質問をしたり、児童生徒と保護者、協力者が作品の評価や感想、改善点を話し合ったり、協働で実習に取り組むなどしており、従来のように「児童生徒が授業を受けている様子を参観する」ことだけが授業参観の目的ではないことが多くなっている。

一方、政府は、初等中等教育において児童生徒 1 人 1 台の情報端末の配備を中心とした教育の情報化を推進している。教育の情報化の推進にあたっては、学校の授業と家庭学習、地域社会の ICT を活用した連携が必要であり、ICT の活用に対する保護者等の理解と協力は不可欠である。

## チェックシート例

### チェック1 著作物の利用は教育機関の授業か？(運用指針 7 ページ等)

- 著作権法第 35 条に規定される教育機関である
- 授業（予習復習・宿題、特別活動、部活動、学童保育等を含む）での利用である
- 【要許諾】授業以外（職員会議、PTA 活動、学級通信等）での利用である  
（ ※運用指針に基づき必要があればリストに加える ）

### チェック2 教員と児童生徒のみの利用か？(運用指針 24 ページ等)

- 担当クラスの教員と児童生徒のみ（授業参観の保護者、特別活動を参観する保護者及び特別活動の学習を支援する者も含む）である
- 【要許諾】上記以外の人に（も）コピー配布、配信する  
その他（ ） ※許諾の有無は以降のチェック事項で要検討

### チェック3 著作物の種類・用途・部数・受信数・態様から見て著作権者等の利益を不当に害しない利用か？

- 写真、新聞記事、短文、イラスト、絵画等著作物の単体での全体利用である。
- 採択された検定済教科書に掲載されている著作物の全体利用である。
- 著作物の部分的利用（出版物、採択外教科書、映像、音楽等）である  
（ ※運用指針に基づき必要があればリストを加える ）

### チェック4 著作権者等の利益を不当に害さないか？(運用指針 9、13 ページ)

- 【要許諾】都度購入が求められる出版物（ドリル/問題集等）等のコピー配布、配信
- 【要許諾】部分的利用が求められる著作物（出版物/映像/音楽等）の多くの部分のコピー配布、配信
- 【要許諾】著作物全体の利用が認められる写真/短文/新聞記事等を寄せ集めて出版物のようにする
- 【要許諾】（ ※運用指針に基づき必要があればチェックリストに加える ）

### チェック5 インターネット配信はどのような形態か？(運用指針 21 ページ以降)

- 【無償】遠隔の教室との合同授業でのリアルタイム（ライブ）中継
- 【無償】授業での学校間交流でのリアルタイム（ライブ）中継（※1）
- 【無償】ハイフレックス型授業におけるリアルタイム（ライブ）中継（※1）
- 【無償】不登校児童生徒等への教室授業のリアルタイム（ライブ）中継
- 【要補償金】オンデマンド（ストリーミング/ダウンロード、その他）配信/クラウド利用等（※2）
- 【要補償金】リアルタイム・スタジオ型配信（※2）  
※1 対面授業のリアルタイム（ライブ）中継は無償でも、対面授業を受けている生徒が自分の端末で同じ中継を見るための公衆送信は【要補償金】  
※2 補償金は教育機関の設置者（自治体や学校法人等）が支払う

### チェック6 著作者人格権、実演家人格権等への配慮

- 公表されている作品である
- 作品を改変しない
- 著作者名、実演家名、作品名を付記する
- 作品の趣旨やイメージを変更しない
- その他の行為により著作者、実演家の名誉声望を棄損しない

**チェック7 その他、許諾要不要**

- 【許諾不要】引用の要件を満たした転載利用
- 【個別契約】〇〇社とライセンス契約を結んでおり契約内容の範囲内での利用である  
( ※運用指針に基づき必要があればリストを加える )

**チェック8 以上について合理的な説明が可能か(運用指針 8、10 ページ等)**

- 問い合わせがあった際には合理的に説明できる
- 【要許諾】合理的な説明ができない

**チェック9 利用する著作物の出典等**

1. 〇〇〇〇著、『△△△△△』、□□出版、〇ページ、2021年10月1日
2. . . . .

令和4年1月28日

東京都知事  
小池 百合子 様

一般社団法人日本動画協会  
理事長 石川 和子

## 要望書

### 1. アニメーション文化・産業の振興及び人材育成への支援について

一昨年から続く新型コロナウイルス感染症は、アニメーション業界においても、制作・放送・上映・配信などの遅延や延期などが発生し、多大な影響がございましたが、ようやく終息が見えるところまで来た感がございます。

さて、日本のアニメーション産業市場ですが、2010年から10年連続で過去最高を更新し、2019年には国内外合わせて2兆5千億円となるまでに成長しました。2020年は新型コロナウイルス感染症の影響で2兆4千億円となりました。2021年から2022年にかけては、アニメーション業界全体でデジタルトランスフォーメーションへの取り組み強化などにより、多少持ち直すのではないかと考えていますが、予断はできません。

また、アニメーション業界は、現在、人材の育成が急務となっています。弊協会内人材育成委員会が製作した「TV アニメシリーズ制作における制作進行のマニュアル」や「アニメーターの課題集 -動きの法則を理解するための第一歩-」、弊協会が主催し、産学で構成する「アニメ人材パートナーズフォーラム」などを通じて、学生から就業者を対象に人材育成に取り組んでいますが、いまだ不十分であると認識しています。

東京都様には、これまでのアニメーション文化・産業の振興及び人材育成に関わる広範なご支援に厚く御礼申し上げますとともに、ポストコロナ社会を見据え、引き続き日本のアニメーションへのご支援を要望いたします。

### 2. 東京アニメアワードフェスティバル 2024 開催への支援について

東京アニメアワードフェスティバルは「次世代のアニメーション制作を担う人材の発掘・育成等を行い、東京のアニメーション産業の発展・振興を図ること。」及び「東京の魅力を発信し、東京の観光振興に資すること。」という目的のため、日本動画協会が主催し、東京都様に共催いただいている国際アニメーション映画祭であり、2017年に会場を池袋に移し、毎年、世界中から数多くのアニメーション関係者やファンが訪れています。

今年3月の東京アニメアワードフェスティバル 2022は、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、リアルとオンラインを併用して開催しました。結果、参加されたお客様の数は、昨年の1万3千人（42プログラム）から、今年は1万7千人（60プログラム）と大幅にアップし、過去最大となりました。来年3月開催の東京アニメアワードフェスティバル 2023につきましては、海外からのお客様が戻ることを願いつつ、安全・安心を第一に配慮し、また、オンライン配信を行うプログラムご用意しながら、多くのお客様に楽しんで頂ける様、邁進

して参りますので、是非引き続きのご支援を賜れますと幸いです。

そして、来たる東京アニメアワードフェスティバル 2024 に向けては、引き続き作品応募や広報効果の極めて高い、世界最大規模のアヌシー・アニメーション国際映画祭に、日本を代表する国際アニメーション映画祭として、さらには日本のアニメーションを世界にアピールするためにも、是非出展させていただきたいと存じます。

以前にもお伝えしました通り、同映画祭への出展は、コンペティション部門の応募数増加と国際的なコネクションの構築を主な目的としておりましたが、コロナ禍により、一昨年と昨年はオンライン参加となっております。オンライン参加でも、ある程度の成果は得ておりましたが、今年 6 月に 3 年ぶりに現地での出展を果たし、コンペティション部門の作品応募数は、昨年度の同時期に比べて（10 月 11 日時点）、長編は 1.7 倍、短編は 1.3 倍の応募があり、大幅に増加しております。また、現地にて、海外の有名監督と直接対談し、審査員として 3 月に来日頂ける旨を約束して参りました。

リアルな会場への参加をしたことで、やはりオンラインだけでは得ることのできない大きな成果を得ることができたと感じております。

また教育面では、次世代のアニメーション制作を担う人材の発掘・育成を目的とし、毎年開催している「こどもアニメーション部門」や、一昨年度から新設した、コンペティション部門の「学生賞」も認知が広まってきております。昨年度より、外部の団体とも連携し、アニメーション業界と教育界を繋ぐ企画も行っておりますが、本年度はそれらの企画をより強化し、学生の皆様や教育者からの認知を更に上げてまいりたいと思います。

さらに、昨年度より、予算を増額頂き実施をしている、オンライン企画も、多くの反響を得ており、東京まで来ることが難しかったお客様にも TAAF のプログラムを届けるとともに、事前からの広報を広く実施することができ、3 月の本番への誘客にも繋がられるかと思っております。東京アニメアワードフェスティバル 2024 が開催される来年度以降も続けていければと思っておりますので、ぜひ、このような取組への引き続きのご支援を要望いたします。

### 3. アニメアーカイブ事業への支援について

東京は国産アニメーションの発祥の地であり、アニメーション制作会社の集積地でもございます。東京都様の中野にある施設において、数多くのアニメ作品を保管いただき、貴重なフィルムや中間成果物などの散逸や劣化を防いでいただいていることに対し、アニメーション業界を代表して、改めて御礼申し上げます。

引き続き、貴重なアニメ作品を保管することに対するご支援をお願いするとともに、今年度同様、セルアニメの保管資料を活用し、都内のアニメ関連の観光スポットにて展示する機会を提供することは、国内外の観光客、アニメファン、学生等に対して、アニメの魅力を発信する機会となるため、来年度も引き続きのご支援を要望いたします。

### 4. アニメ関連観光情報等発信事業への支援について

令和 4 年度は「GO TOKYO」の「アニメ・マンガファンにオススメの東京スポット」内「アニメ・マンガ関連観光スポット」に掲載するスポット及び「アニメ・マンガ関連イベント」に掲載するイベント情

報の多言語化事業を実施いただいております。

この事業は、今後、海外からの来客数の回復が期待される中、世界9つもの言語で展開される予定であることは、ポストコロナに向けたインバウンド施策として、大変有意義であると考えます。こうした都内のアニメスポットを積極的に情報発信し、都内の地域を巡る取組の継続を引き続き要望いたします。

# 令和 5 年度東京都予算等に対する要望書

東京土地家屋調査士会

東調業発第19号

令和4年12月14日

東京都知事

小池百合子様

住所 東京都千代田区神田三崎町一丁目  
2番10号 土地家屋調査士会館

団体名 東京土地家屋調査士会

代表者名 会長 佐々木義徳



## 令和5年度東京都予算等に対する要望書

師走の候、小池都知事におかれましては、ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。平素は、当会の運営につきましてご高配を賜り御礼申し上げます。

この度は、公務ご多忙の折、貴重な機会をいただき、誠にありがとうございます。

標記のことにつきまして、下記のとおり要望いたしますので善処くださいますよう、ご尽力をお願い申し上げます。

記

### <要望事項>

#### 1. 東京都所有建物の建物表題登記の推進について

東京都の所有する未登記建物につきましては、権利保全のため、兼ねてより不動産登記法の本則による「東京都所有建物の建物表題登記の推進」を継続して要望させていただいております。

そのご回答として、不動産登記法の一部を改正する法律（昭和35年3月31日 法律第14号）附則第5条第1項の規定により、地方自治体の所有不動産については、表示に関する登記の申請義務は当分の間は適用しないこととされていること、また改正された平成16年6月18日 法律第123号 附則第9条第1項においても、従前のおりとされたことにより、東京都におかれましては、公有財産台帳により適正な管理を行い、財務局ホームページにおいて公開していると伺っております。

また第三者と区分所有となる事例や、借地上の建物に関しては、権利の保全を図るため建物表題登記が必要なものについては、原則それを行うとのご回答をいただきました。

東京都のお考えは重々承知しておりますが、不動産に係る権利の明確化を期するため、不動産登記法の本則による登記制度の積極的な活用を行っていただきたく、改めて東京都所有建物の建物表題登記の推進を要望いたします。

## 2. 貴庁主税局所管の都税事務所における土地所有者関連情報の取扱いについて

用地買収等の公共事業に伴う、土地境界確定業務等における所有者の特定は、不動産登記情報による調査では把握し切れない事例があります。現在も所有者不明土地は増加傾向にあり、その特定に苦慮し事業の円滑な進行に支障をきたしております。

つきましては、令和4年法律第38号等による東京都主税局各都税事務所における土地所有者関連情報の内部利用の取扱いにより、公共事業の円滑な推進に繋げていただくよう要望いたします。

### 資料 1

【国土交通省土地・建設産業局企画課長 平成30年11月15日付 国土企第38号】

「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地所有者等関連情報の内部利用について」

### 資料 2

【国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長 令和4年11月1日付 国不土第77号】

「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地所有者等関連情報の内部利用について」

## 3. 地方公共団体がする筆界特定申請への公共嘱託登記土地家屋調査士協会の活用について

土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）による不動産登記法の一部改正により、地籍調査の円滑化・迅速化を図る観点から、地方公共団体による筆界特定の申請制度が創設され、所有者間の合意が得られず筆界の調査が困難である場合などに、実施主体（地方公共団体）が所有者の同意を得て筆界特定を申請することが可能となりました。

これまで一人の協力が得られないために、その周辺全部が広範囲に筆界未定として処理せざるを得ない場合がありますが、上記制度を活用することで、筆界の調査の円滑化が図られるとともに、地籍図における筆界未定数が減少し、地籍の明確化の割合が向上する効果が期待されます。

そこで、実施主体（地方公共団体）が筆界特定を申請する場合に、手続の代理や必要な書類作成等の業務について、筆界の専門的知見を有する唯一の国家資格者たる土地家屋調査士が社員である「公共嘱託登記土地家屋調査士協会」を活用されることを要望い

たします。

なお、代理等の業務を同協会が業として受託することは、地籍調査事業の全部又は一部を同協会が受託しているかどうかにかかわらず、土地家屋調査士法第64条に違反しないものと解される、との法務省民事二課事務連絡があることを申し添えます。

### 資料 3

【法務省民事局民事第二課 令和2年9月29日付 事務連絡】

「地籍調査を現に実施中の区域内の土地について地方公共団体が筆界特定の申請をする場合に、公共嘱託登記土地家屋調査士協会がその代理等の業務を受託する事について」

以 上

国土企第 38 号

平成 30 年 11 月 15 日

各都道府県 所有者不明土地法担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局企画課長

固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地所有者等関連情報の内部利用について

社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索を図るため、国土交通大臣及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、地域福利増進事業の実施のための措置、所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）の特例、土地の所有者等に関する情報の利用及び提供その他の特別の措置を講じ、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とする所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号。以下「法」という。）が平成 30 年 11 月 15 日より一部施行されます。

法の施行により、都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業（以下「地域福利増進事業等」という。）の実施の準備のため、当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域（以下「事業区域」という。）内の土地の土地所有者等を知る必要があるときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、土地所有者等関連情報を内部で利用することができることとなり、又は提供することとなります。これを受け、今後、地域福利増進事業等を実施しようとする部局（以下「事業部局」という。）又は地域福利増進事業等を実施しようとする者に対し情報を提供する部局（以下「情報提供担当部局」という。）が行う固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地所有者等関連情報の内部利用の取扱いについては、その適切かつ円滑な実施に向け、下記事項にご配慮いただくとともに、貴管内市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。

なお、このことについては総務省自治税務局とも協議済みであることを申し添えます。

## 記

### 1 内部で利用することが可能な情報について

都知事及び市町村長は、法第 39 条第 1 項の規定に基づき、都及び市町村の税務部局が地方税に関する調査等に関する事務に関して知り得た情報のうち、固定資産税の課税のために利用する目的で保有する情報であって同項に規定する土地所有者等関連情報（具体的には、事業区域内の土地の土地所有者等（納税義務者）の氏名又は名称、住所及び電話番号といった事項に限られる。）のうち不動産登記簿情報等として一般に公開されていないもの（以下「固定資産税関係土地所有者等関連情報」という。）について、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 22 条の守秘義務に抵触することなく、事業区域内の土地の土地所有者等の探索に必要な限度で、内部

で利用することが可能である。

なお、不動産登記簿情報等、一般に公開されている情報については、従前どおり、地方税法第 22 条の守秘義務に抵触することなく、利用することが可能である。

## 2 内部で利用するに当たっての手續

都又は市町村の事業部局又は情報提供担当部局が固定資産税関係土地所有者等関連情報の提供を求める際には、書面により、事業区域内の土地の地番その他当該土地の所在地を確認できる情報を税務部局に提供した上で提供を求めるなど、照会の方法を事前に税務部局と調整の上、行うものとする。

## 3 把握した情報の活用

1 により土地所有者等関連情報を事業部局及び情報提供担当部局が利用することができるのは、事業区域内の土地の土地所有者等の探索に必要な限度においてである。

例えば、事業部局又は情報提供担当部局が、事業区域内の土地に係る固定資産税の納税義務者本人に対し、当該土地の所有者を特定するため又は法第 39 条第 2 項に基づく情報提供の求めがあった場合に情報提供に係る同意を取得するための書面の送付等を行うために固定資産税関係土地所有者等関連情報を活用することは可能であるが、国又は地方公共団体以外の者に対し納税義務者本人の同意を得ずに納税義務者本人以外に固定資産税関係土地所有者等関連情報を漏らす行為は、土地所有者等の探索に必要な限度においての利用とは解されない。なお、正当な理由なく固定資産税関係土地所有者等関連情報を漏らす行為は、地方公務員法第 34 条第 1 項の守秘義務に違反することにも留意が必要である。

国 不 土 第 77 号  
令和 4 年 11 月 1 日

各都道府県 所有者不明土地法担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長

固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地所有者等関連情報の内部利用について

所有者不明土地の更なる増加が見込まれることに鑑み、所有者不明土地の利用についてより一層の円滑化を図るとともに、周辺の地域に深刻な悪影響を及ぼすことが懸念される所有者不明土地の管理の適正化を図り、併せてこれらの所有者不明土地対策に地域の関係者が一体となって取り組むことができる体制を整備するため、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 38 号。以下「一部改正法」という。）が令和 4 年 5 月 9 日に公布されており、民法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 24 号）に関する規定を除き、令和 4 年 11 月 1 日から施行されます。

一部改正法の施行により、都道府県知事及び市町村長は、一部改正法による改正後の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号。以下「法」という。）第 38 条第 1 項の規定による勧告を行うため当該勧告に係る土地の土地所有者等を知る必要があるとき又は法第 42 条の規定による請求を行うため当該請求に係る土地の土地所有者等を知る必要があるときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、土地所有者等関連情報を内部で利用することができることとなり、又は求めに応じて他の市町村等に提供することとなります。これを受け、今後、法第 38 条第 1 項の規定による勧告若しくは法第 42 条の規定による請求（以下「勧告等」という。）を行おうとする部局（以下「勧告等担当部局」という。）又は勧告等を行おうとする国の行政機関の長等に対し情報を提供する部局（以下「情報提供担当部局」という。）が行う固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地所有者等関連情報の内部利用の取扱いについては、その適切かつ円滑な実施に向け、下記事項にご配慮いただくとともに、貴管内市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。

なお、このことについては総務省自治税務局とも協議済みであることを申し添えます。

## 記

### 1 内部で利用することが可能な情報について

都知事及び市町村長は、法第 43 条第 1 項の規定に基づき、都及び市町村の税務部局が地方税に関する調査等に関する事務に関して知り得た情報のうち、固定資産税の課税のために利用する目的で保有する情報であって同項に規定する土地所有者等関連情報（具体的には、勧告等に係る土地の土地所有者等（納税義務者）の氏名又は名称、住所及び電話番号といった事項に限られる。）のうち不動産登記情報等として一般に公開されていないもの（以下「固定資産税関係土地所有者等関連情報」という。）について、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 22 条の守

秘義務に抵触することなく、勧告等に係る土地の土地所有者等の探索に必要な限度で、内部で利用することが可能である。

なお、不動産登記情報等、一般に公開されている情報については、従前どおり、地方税法第 22 条の守秘義務に抵触することなく、利用することが可能である。

## 2 内部で利用するに当たっての手続

都又は市町村の勧告等担当部局又は情報提供担当部局が固定資産税関係土地所有者等関連情報の提供を求める際には、書面により、勧告等に係る土地の地番その他当該土地の所在地を確認できる情報を税務部局に提供した上で提供を求めるなど、照会の方法を事前に税務部局と調整の上、行うものとする。

## 3 把握した情報の活用

1 により土地所有者等関連情報を勧告等担当部局及び情報提供担当部局が利用することができるのは、勧告等に係る土地の土地所有者等の探索に必要な限度においてである。

例えば、勧告等担当部局又は情報提供担当部局が、勧告等に係る土地に係る固定資産税の納税義務者本人に対し、当該土地の所有者を特定するため又は法第 43 条第 2 項に基づく情報提供の求めがあった場合に情報提供に係る同意を取得するための書面の送付等を行うために固定資産税関係土地所有者等関連情報を活用することは可能であるが、国又は地方公共団体以外の者に対し納税義務者本人の同意を得ずに納税義務者本人以外に固定資産税関係土地所有者等関連情報を漏らす行為は、土地所有者等の探索に必要な限度においての利用とは解されない。なお、正当な理由なく固定資産税関係土地所有者等関連情報を漏らす行為は、地方公務員法第 34 条第 1 項の守秘義務に違反することにも留意が必要である。

機密性 2 完全性 2 可用性 2

事 務 連 絡

令和 2 年 9 月 2 9 日

法務局民事行政部首席登記官（不動産登記担当） 殿

地方法務局首席登記官（法人登記担当を除く。） 殿

法務省民事局民事第二課 渡部補佐官

大西法務専門官

地籍調査を現に実施中の区域内の土地について地方公共団体が筆界特定の申請をする場合に、公共嘱託登記土地家屋調査士協会がその代理等の業務を受託することについて

土地基本法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 1 2 号）による不動産登記法（平成 1 6 年法律第 1 2 3 号）の一部改正により、地籍調査の円滑化・迅速化等を図る観点から、地方公共団体による筆界特定の申請制度（同法第 1 3 1 条第 2 項）が創設され、その事務の取扱いについて、令和 2 年 9 月 2 5 日付け法務省民二第 7 4 5 号民事局長通達「土地基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（街区境界調査成果及び地方公共団体による筆界特定申請関係）（通達）」及び同日付け法務省民二第 7 4 6 号民事局民事第二課長依命通知「地籍調査を現に実施している地方公共団体による筆界特定の申請に係る不動産登記事務の取扱いについて（依命通知）」が発出されたところです。

ところで、公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「協会」という。）が地籍調査業務を受託することについては、平成 2 3 年 1 月 3 1 日付け法務省民二第 2 4 5 号民事局民事第二課長回答「公共嘱託登記土地家屋調査士協会が地籍調査業務を受託することについて（回答）」により、土地家屋調査士法（昭和 2 5 年法律第 2 2 8 号）上何ら支障がない旨通知されているところ、地籍調査を現に実施中の区域（原則として、地籍調査が開始された後、国土調査法（昭和 2 5 年法律第 1 8 0 号）第 2 0 条第 1 項に基づき地籍調査の成果の写しが登

記所へ送付されていない区域をいう。) 内の土地について，地方公共団体が不動産登記法第 131 条第 1 項又は第 2 項に基づく筆界特定の申請をする場合に，当該筆界特定手続についての代理や当該手続に必要な書類の作成等を協会が業として受託することは，地籍調査業務の全部又は一部を協会が受託しているかどうかにかかわらず，土地家屋調査士法第 64 条に違反しないものと解されますので，その旨連絡します。

東京都知事 小池百合子 様

令和5年度東京都予算等に対する要望について

令和4年11月

一般社団法人東京ニュービジネス協議会  
会長 井川 幸広

## 1. 本要望の背景

弊会においては、今年度、経営の「成長」と「承継」をテーマとして活動をしております。具体的には、経営者の成長支援、経営者人材の育成、投資家とのマッチング、グローバルスタンダードのスタートアップ・ベンチャー支援に取り組むとともに、責任ある経営者として、会員企業が事業の承継や M&A を通じた事業の展開に早期から関心を持ち、備えることができるよう、勉強会を実施してまいりました。また、2023 年 1 月には、こうした活動を社会に発信すべく、大規模なフォーラムの開催も予定しております。

貴都におかれましても、開業率 10% 台の達成のために、起業家教育、スタートアップ支援、ピッチイベント等の活性化など、継続的に施策を展開されると存じます。

したがって、弊会からの要望を都政に反映いただくとともに、弊会と連携し、企業経営者への支援をよりいっそう充実いただきますよう、お願い申し上げます。

## 2. 要望事項について

### 2.1 事業承継、M&A について

事業承継、M&A については、国が「事業承継ガイドライン」を改訂、「中小 M&A ガイドライン」を新たに策定し、関連支援施策の充実を図るなどしています。これは、中堅中小企業の事業承継、M&A が引き続き日本の大きな課題であるとともに、日本の成長をけん引するためのドライブ要因としても期待されているためです。国においては東京都事業承継・引継ぎ支援センターで、貴都においても公益財団法人東京都中小企業振興公社等での企業支援や関連施策の実施により、企業の支援をいただいているところだと認識しております。しかしながら、国が指摘するように、承継や M&A を積極的に進めることができている層と、準備にも着手できていない層に二極化が進んでいます。ここには、新型コロナウイルスの影響により、事業承継の準備を後回しにせざるを得ない現実も背景にあると考えられます。

弊会の会員企業は事業承継や M&A において支援が不足しがちな中堅中小企業、ベンチャー企業が多く、弊会ではこうした事態を強く憂慮しております。また、同時に、戦略的な M&A によって譲渡及び譲受を通じて自社企業の価値を高めていきたいという、会員企業からのニーズも把握しております。

については、事業承継、M&A をより活性化するため以下について要望します。

#### (1) 中堅中小企業の事業承継、M&A 支援施策の充実

中堅・中小企業の事業承継・M&A を支援するため、使い勝手の良い補助金の運用など、適切な予算措置を要望する。

中堅中小企業の事業承継、M&A は、大企業のケースとは異なり、企業単独では十分に関係経費などを支払うことができません。公的な支援も拡充されつつありますが、補填される経費はごく一部にすぎず、中堅中小企業は事業承継や M&A を後回しにし、躊躇せざるをえない状況になってしまうケースがあります。経営者の高齢化が急速に進展しているここ数年のうちに、事業承継、M&A をより促進するよう、メリハリのある予算設計をご検討ください。

また、補助金の申請期間の課題も大きいと考えられます。申請できる機会や期間が限られていることが、経営者の事業承継・M&A への意欲を削いでしまいます。したがって、補助金申請の機会と期間をより柔軟に設定し、より使い勝手の良い補助金制度へと改訂をしてください。

## (2) 企業の段階や類型に応じた事業承継、M&A 支援施策の必要性

事業承継・M&Aによって企業価値を増加できるよう、支援の効果検証を踏まえた企業の成長ステージに応じた支援を要望する。

現在、事業承継、M&A 支援施策については、企業成長のステージに合わせた内容になっているとは言いがたく、承継や M&A によって企業価値を拡大していける企業層を特定して、支援を強化するような機動的な施策にはなっていないと考えています。したがって、企業成長のステージに合わせて支援メニューを充実させていただくとともに、企業類型別に支援施策のポートフォリオを変化させるなど、より精度の高い支援施策をご検討ください。その際、支援施策の効果を評価するため、実証事業やモデル事業を実施するなど、EBPMに基づく施策を進めていただきますよう、お願いいたします。

## (3) 中小の規模以下の M&A 案件を支援するプレイヤーの質の向上

中小規模以下の M&A 案件に関わる支援者の質を向上させるため、相談窓口の充実、不適切な支援者の指導等ができる体制の構築を要望する。

中小規模以下の M&A 案件においては、支援プレイヤーについての情報が十分でないために、経営者が安心して支援を受けにくいケースがあります。国が開始した M&A 支援機関登録制度は、こうした M&A 支援プレイヤーの質の向上のための施策ですが、現在は登録と情報公開にのみ留まっており、質の管理という点では効果が発揮されるまでに時間がかかる可能性があります。したがって、M&A 案件の支援プレイヤーについて、良質な事業者を支援し、悪質なケースについてはしっかりと指導していくような体制の早期の構築を要望します。

例えば、通報制度や相談窓口など、利用者が問題のある事業者に当たってしまったときに、セカンドオピニオンを求めやすい制度などを提案します。この制度は、相談者が相談しやすく、実効的なものとなることが求められます。また、事業者とのトラブル事例は多数聞かれるところですが、こうした情報を行政が一元的に把握されていないことも課題だととらえています。そのため、こうした窓口寄せられた通報や相談については取りまとめていただき、貴都の企業支援施策に随時反映いただくこともご検討ください。

## (4) M&A プラットフォーム等の情報公開・活用の促進

中小規模以下の M&A 等に役立つと期待される民間の M&A プラットフォームの活用の促進を要望する。

M&A をより活性化するため、M&A プラットフォーム等の情報公開のプラットフォームが設置されています。こうしたプラットフォームは中小以下の企業の M&A や事業承継を促進するものとして期待しておりますが、現時点では十分に普及されていません。これらのプラットフォームについて、企業経営者に普及啓発いただくとともに、こうしたプラットフォームにおける情報公開・活用を促進いただくよう、施策を講じていただきますようお願いいたします。

## (5) 海外との M&A 支援

企業のニーズを踏まえた海外 M&A 案件が推進できるよう、海外 M&A に関する支援を要望する。

東京都の企業は、海外との M&A にも関心を持っているケースが多いと推測いたします。実際、最近の円安の影響もあり、海外投資ファンドのみならず、外資系企業による日本企業の譲受の動きは加速しつつあります。しかしながら、日本側では M&A 支援体制がグローバル基準となっておらず、譲渡企業が孤立無援で立ち向かわねばならないケースもあります。したがって、貴都におかれては、海外との M&A 支援案件を特に支援いただきたいと考えております。

## (6) 個人の M&A 支援

次代の経営者になる個人の育成のため、個人による M&A の支援を要望する。

現在、個人が譲受したいというニーズが急増していると認識しています。しかしながら、東京都事業承継・引継ぎ支援センターなどでは、こうした個人の譲受への支援が十分ではなく、個人による譲受は成立しにくいのが現状です。弊会の会員企業規模では、個人の譲受は難しいケースが多いのですが、こうした譲受を希望する個人は、弊会が育成したいと考えている経営者の右腕候補となりうると考えています。ぜひ個人による M&A 支援施策を充実させていただき、経営に関心を持ち、経営の専門家になろうとする方々の支援につなげていただきたいと思います。

## 2.2 ベンチャー、スタートアップ企業支援について

弊会は、ニュービジネスの振興に寄与する我が国最初の公益法人として設立した背景から、創設以来一貫してベンチャー、スタートアップ企業の支援事業を行って参りました。コロナ禍においても過去最高の会員数を更新し続け、創業の入り口期から IPO 支援、グローバル展開、M&A、事業承継まで、会社経営におけるすべての事柄を網羅的にサポートできる団体となっております。弊会が経営者に高く評価をされる理由は、社業発展の原動力となるメニューの充実とその実績にあります。経済団体として、今後も企業経営者のための効果的な支援施策を充実させていきますので、以下の要望についてもぜひご検討ください。

### (1) 継続的な早期起業家教育の実施

起業の裾野拡大に向けて、若年層に対する起業家教育の継続を要望する。

開業率 10% 台を達成し、また、どんな職業であっても就業するために必要な生きる力を涵養するためには、早期からの起業家教育が有効であることは日本及び各国の事例から明らかです。貴都におかれましても、2019 年からの事業により、小中高校生の職業の選択肢に「起業」が入るようになりつつあります。

子どもに対して早期から起業家教育を開始し、一定期間、中長期的に取り組むことは、更なる経済の活性、及び未来の若者の育成に必須です。つきましては、来年度も当該教育事業を継続いただくことを要望いたします。

なお、起業家教育にあたっては、デジタルやオンラインも活用していただき、いつでもどこでも、継続的に子ども・若者が学び続けることができるようにしていただきたいと思います。また、起業家教育は実際の起業家の参画によって、より実践的で、子ども・若者の関心を強く喚起するものになると期待できま

す。弊会は起業家や創業者を多数擁しており、こうした教育活動に協力していくことができますので、ぜひ連携をご検討ください。

## (2) ベンチャー・スタートアップ企業の経営人材の育成

スタートアップを担える経営者を増やせるよう、スタートアップの経営人材育成を要望する。

現在国では、ベンチャー、スタートアップ企業の経営人材の育成を重視し、経済産業省が関連施策について令和5年度概算要求を行っているところです。貴都におかれましても、これまで以上に経営人材の育成関連の施策をより強化いただきますよう、お願いいたします。

なお、弊社においても、経営人材育成の取組を行っております。例えば、弊会の育成プログラム参加者へのスカラーシップや貴都の育成プログラムへの優先的な参加権などのご提供を通じて、弊会の人材育成の取組との連携をご検討ください。

## (3) ベンチャー・スタートアップ企業のネクスト・ステップ支援における連携

アーリーステージを超えた成長を目指すスタートアップに対して、より充実した支援策を要望する。

ベンチャー・スタートアップ支援においては、出口戦略も含め施策を行うことが重要です。弊社では、アーリーステージのベンチャー・スタートアップの経営者に向けて、本気でIPOを目指す経営者を集めたスクールを開講しています。スクールにおいては、上場準備のための留意点、社内体制の整備、監査法人の選び方等について、実際に上場を経験した経営者自身による生の情報を提供しています。また国内に限らず、海外市場へのチャレンジに向けた情報提供も行い、日本からグローバルに活躍をする企業の創出を支援しています。

弊会のこうした取組は、ベンチャー・スタートアップ企業がアーリーステージを超えて、次のステージへ進むことを後押しするものです。ぜひ貴都からも、こうした取組に参加する意欲的なベンチャー・スタートアップに向けた助成、優遇施策等を講じることをご検討ください。また、貴都下のベンチャー・スタートアップ企業に、弊会の取組へ参加するよう周知いただきますようお願い申し上げます。

### 3. 弊会の取組へのご支援

既に述べたように、弊会では、以下の企業支援事業、イベントを開催予定です。弊会の事業は、貴都の中小企業振興施策と方向性を同じくするものです。ぜひ貴都からも協賛、後援等や弊会の支援を受けたスタートアップに対する優先的な支援等でご協力ください。また、広報にもご協力いただきますようお願いいたします。

#### ご参考：弊会のイベントについて

##### (1) スタートアップ・メンタリング・プログラム

NBC が 2019 年度から開催しているイベント。アントレプレナーの創出を目的に IPO を目指すリアルネクスト企業を応援します。とがったビジネスモデルや成長が期待できると評された企業が集まり、自社のビジネスモデルやマネタイズ戦略などをピッチ。メンターに並ぶ自ら起業し上場まで成し遂げた現役オーナー経営者から、様々なアドバイスや気づきを得られます。机上の知識ではなく、実践と経験を通じた知見のある人のみが提供できる価値を次の世代の経営者に伝え、育成することで、日本経済の活性化に貢献したいと考え、2019 年より 12 回開催し、85 社に対してメンタリングを行って参りました。また、弊会からはピッチ企業への資金支援、業務提携などの実績もあり、年間の最優秀ピッチ企業にはシリコンバレーでのアクセラレーションプログラムを提供するなど、イノベーションを後押ししています。各証券会社等からの協賛のほか、オンライン視聴者にも VC、CVC や監査法人、金融系などが増え、IPO 支援エコシステムへの注目の高さがうかがえます。

- 2023 年 3 月 9 日 決勝大会開催
- 時間、場所未定

決勝大会での優勝企業には、シリコンバレーでのアクセラレーションプログラム参加副賞を授与します。

##### (2) IPO スクール

監査難民の救済、アントレプレナー創出を目的に監査法人を見つけるまで&その後の IPO までもフォローします。

《カリキュラム概要》

1. 上場オーナー経営者による完全個別メンタリング
2. 月一回の上場オーナー経営者による塾生限定のスペシャル座学
3. 監査法人や証券会社による引受けトレンド等の座学
4. スタートアップ・メンタリング・プログラムにも挑戦
5. 監査法人が付いた卒業生コミュニティ向けのプログラムも検討

《カリキュラムの具体例》

1. ビジネスモデルのブラッシュアップ
2. 株価形式（バリュエーションアップ）のアドバイス
3. 国内外のマーケティング指導
4. 資本政策（増資における VC 等からの出資を可能とする）

##### (3) 集まれ！経営者！未来に繋げるプラットフォーム 2022～事業承継・M&A～（別添参照）

「私たち経営者には、未来を考える責任がある」をテーマとして、「起業家と企業の成長を支える団体」

として設立 37 年を迎える弊社が、企業規模を問わず“成長”と“存続”のために経営者は何をすべきかを考えます。第 1 回目となる今年度は「事業承継・M&A」をテーマとし、様々な角度から議論を行います。

- 日時：2023 年 1 月 31 日（火）13:00～18:30
- 場所：TKP ガーデンシティ PREMIUM 京橋（〒104-0031 東京都中央区京橋 2 丁目 2-1）
- 参加者：経営者を中心に政治家／官庁関係者／研究者等 300 名程度を予定。

(以上)

日金協第 22-167 号

令和 4 年 10 月 19 日

東京都知事  
小池百合子 殿

日本貸金業協会  
会長 倉中 伸

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より貸金業に対し、多大なるご支援ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当協会は、設立以来、資金需要者の皆さまが安心してご利用いただける貸金市場の実現を目指し、業界の健全化を力強く推し進めてまいりました。

また、消費者の皆さまからの金融トラブルに関する相談や苦情に対し、中立・公正な立場から迅速な解決に向けた仲介やあっせん、助言等の様々な支援を行うとともに、金融経済教育のための資料作成や教育機関等への講師派遣（出前講座）等の消費者啓発活動を通じて、金融トラブル防止や生活再建支援にも積極的に取り組んでおります。この一環として、本年 4 月の成年年齢引き下げに対応した若年層の消費者被害防止の取り組みに一層注力しているところです。

つきましては、令和 5 年度東京都予算編成にあたり、別紙要望事項につきご理解とご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

## 別紙

### 1 成年年齢引き下げに対応した貸金業者の資質向上の推進

- ・貸金業務チェックリストの作成
- ・オンデマンド研修用教材の作成

### 2 若年者の金融経済教育の推進

- ・中学生および高校生を対象とした金融リテラシー向上のための e-ラーニング教材（令和4年度協定事業で作成）の普及
- ・東京都内の中学校、高等学校、大学、専門学校などを対象とした出前講座の実施

### 3 高齢者の金融トラブル防止のための啓発活動の推進

- ・高齢者向け啓発動画（令和3年度協定事業で作成）を活用した出前講座の実施

令和 4 年 10 月 26 日

東京都知事 小 池 百合子 殿

各種団体等要望  
要望書

一般社団法人 東京都電設協会

## 意見・要望事項

### 1. 公共事業の推進について

新型コロナ感染の長期化、資材価格の高騰、モノ不足等、電気工事業者を取り巻く環境は不透明感を増し、先行きに不安を抱いている中小事業者は少なくない。それゆえ、都政の羅針盤であり社会経済活動のベースとなる公共事業を着実に推進していただきたい。

#### 【要望理由】

民間工事では、東京五輪後案件がコロナ禍の影響により「工事の中止・規模縮小・延期」など計画の見直しを余儀なくされたことで電気工事業者の受注機会が減少している。一方、公共事業においても自治体の「予算規模の縮小、入札件数の減少」という傾向があり、民間工事と同様に受注機会が減少している。

先行きの見えない今だからこそ公共事業を推進していただきたい。公共事業は内需への貢献とともに雇用の受け皿になる。事業機会の創出は東京都の重要施策である中小事業者育成の面からも重要と考える。

### 2. 4週8閉所の実現について

- (1) すべての工種について、「概成工期」の設定を適切に行っていただきたい。
- (2) 工事の進捗管理を的確かつ十分に行い、建築工事の遅れが設備工事の実工期に影響を与えることがないようにしていただきたい。
- (3) 建築工事の遅れが設備工事の実工期に影響を与える状況が生じた場合は、設備工事の工期を確保するための全体工期の延長や契約金額の変更（増額）を適切に行っていただきたい。

#### 【要望理由】

政府の「働き方改革実行計画」により、改正労働基準法による罰則付きの時間外労働の規制は、建設業については2024年までの間、適用が猶予されている。現場では官民の工事を問わず、建築主体工事業者による土曜日の閉所は行われず、ほとんど毎土曜日に作業が行われているのが現状である。

建築工事の遅れについては、最終的な竣工・引渡時期が変更されないため、設備工事の実工期を短縮して間に合わせている事例が多く見られる。

総労働時間や深夜作業の増加など、労働環境・条件にも極めて大きな影響を与えており、早急に改善していただきたい。

また、工期の延長ができず、作業員の増員や作業時間の延長により対応しなければならぬ場合、契約金額の変更（増額）がなされるのは当然であると考えます。

### 3. 価格高騰や資材不足に対する適切な対応について

価格については単品スライドの運用、工期については当初の工期設定の変更等状況に応じては遅らせるなどの弾力的な対応を迅速且つ適切に行っていただきたい。

#### 【要望理由】

電設資材の価格高騰、納期の遅延等先行きの見通せない状況である。世界的な半導体不足、銅や鉄の高騰により、電設資材全般で、価格の高騰と共に納品も定まらず、円滑な施工に支障を来す状況にあるといえる。東京都の重要施策である中小事業者育成の面からも強く要望する。

以 上

令和4年12月14日

東京都知事  
小池 百合子 様

東京都青果小売商団体協議会  
会長 近藤 栄一郎

### 卸売市場などに関する青果小売業の要望書について

私たち東京都青果小売商団体協議会（以下「都青協」という。）は、青果小売業者で構成する団体であり、個々の会員はお客様である都民に対して日々新鮮な野菜・果物をお届けすることで、都民の食生活を支えていると自負しております。

また、青果小売業者は、地域に根差した商売を行っているだけでなく、地域コミュニティの一員として、町内会などの諸活動に参画し、もって地域経済の発展に努めているものと理解しております。

わが国では、生産性を向上させる観点から、ペーパーレスなどのデジタル化への対応に加えて、これまでのビジネスモデルを変化させるDX（デジタルトランスフォーメーション）が進展しておりますが、私たち小売業界におきましても、その環境変化に向き合ったいと考えております。

また、私たち青果小売業者にとりまして、公正な価格で多種多様な青果物をいつでも仕入れることができる卸売市場は、私たちが商売を続けていく上で必要不可欠であり、社会インフラとして重要な施設です。

生鮮食料品の品質管理はもとより、安全性に対する都民の関心がより一層高まるなか、今後とも、都民へ青果物を安定的に供給していくうえで、仕入れ先である卸売市場において、時代のニーズに即した施設が整備されることは極めて重要であると認識しております。

つきましては、都青協として以下の事項について要望いたします。

#### 一 市場休市日に係る施設整備

当業界は中小企業者が多く、生鮮食料品をストックする場所等に余裕がない場合が多く、当日仕入れ、当日販売での営業を基本としている。また、小中学校及び外食産業に対して納品を行っており、鮮度や品質管理等が求められている。このため、休市日対応への生鮮食料品のストック施設である保冷施設の整備を行い、併せて消費者の食に対する安全・安心を確保する必要がある。特にHACCPに沿った衛生管理は、卸売市場でも求められているものと理解している。

なお、保冷施設の整備に当たっては、青果小売業界に対して丁寧な説明を行うとともに、業界の意向を十分に把握した上で行ってもらいたい。

#### 二 イベントなどに対する支援

新型コロナウイルス感染症の観点から、令和2年度から各市場の市場協会などは、市場まつりの開催を中止している。今後は、コロナ禍における開設者を含めた市場関

係者による市場まつりの在り方を検討し、再開する場合には、従前のおり予算(コロナ対策に係る経費を含む)を確保されたい。

### 三 衛生管理のための冷凍機付き配送車両の助成制度の創設

青果小売業界は、食品衛生法の規定に基づき、衛生管理が求められているところである。このためコールドチェーンを確保しつつ、実需者のニーズに応えるため、保冷車など衛生管理のための助成制度を整備されたい。

### 四 新型コロナウイルス感染症に係る支援

コロナで濃厚接触者になれば、自宅待機となり買い物ができない状態となってしまうことから、とりわけ生鮮食料品の青果物の摂取が不足することになると聞いている。そこで、このための配送機能を有している地域の青果小売業に対して、青果物の配送などの役割を担う事業を講じてもらいたい。また、配送は地域の行政と連携し、配送料を含めて事業を構築してもらいたい。

### 五 東京都中央卸売市場の整備

#### 1 各市場の整備

各市場の整備については、令和3年度に策定した経営計画を踏まえ、今後の市場の在り方を検討することとしている。市場の在り方の検討にあたっては、関係する市場の売買参加者の団体に対し、十分に理解が得られるよう説明をお願いしたい。

#### 2 物流効率化に資する青果部荷捌場の整備

青果小売業に対する有蓋荷捌き施設が整備されていないため、降雨や降雪の際に商品や売買参加者などが濡れながら荷捌きを行っており、物流も円滑に確保されていない状況にある。こうした市場にあっては、荷捌きの一層の効率化を確保する観点から、売買参加者団体等の意見を踏まえ、有蓋荷捌き施設の整備を講じられたい。

#### 3 青果部卸売場の低温卸売場の整備

卸売市場において生鮮食料品の品質を確保したコールドチェーン流通が途切れていることから、特に夏場において鮮度保持が確保されていないことにより、品傷み等が排除できないなどの喫緊の課題がある。このため、低温施設が十分でない市場において、コールドチェーン流通に資するための施設の整備をお願いしたい。加えて、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のためのソフト・ハードの整備を進めていくようお願いしたい。

#### 4 卸売市場施設の安全性、衛生管理などの対応

卸売市場については、竣工して相当な期間を経過している施設があるが、市場関係者である売買参加者には、施設の安全性について不安や疑義がある。売買参加者が安心して売買取引を確保するために、早急に施設の安全性(耐震性)などを点検し、瑕疵がある場合は、すみやかな工事などの対応をお願いしたい。

また、糞害による荷姿の汚染により、商品納入ができないことがある。このため衛生管理のための施設整備に加え、品傷み防止の観点から市場内動線の凹凸の整備をお願いしたい。

## 5 DX推進の対応

東京都中央卸売市場は、全国を代表する中央卸売市場であると理解している。近い将来、卸売市場の有する集荷・分荷、価格形成、代金決済、情報の受発信などの機能においても、DXの進展が来るものと思料している。こうした状況を踏まえ、東京都の監督下にある売買参加者もそれに対応していくことが重要であると認識しており、卸売業者及び仲卸業者並びに売買参加者に寄り添って、東京都による指導助言や支援をお願いしたい。

## 六 多摩地域4市場に対する施設整備費等の支援

東京都青梅青果地方卸売市場、東京都八王子北野地方卸売市場、東京都国立地方卸売市場及び東京都東久留米地方卸売市場の民設・民営市場に対する施設整備等に対する支援をお願いしたい。

当該地域の青果小売業者にとっては、これら地方卸売市場が唯一の仕入先であり、開設者及び卸売業者が健全でかつ、安定して継続的に市場運営ができることが重要である。多摩地域における生鮮食料品の安定供給を確保していくため、施設整備はもとより運営に対する助言等の支援をお願いしたい。

令和 4 年 1 2 月 1 4 日

東京都知事

小池 百合子 殿

東京納税貯蓄組合総連合会

会長 近藤 忠夫

令和 5 年度東京都予算等に対する要望書

令和 5 年度東京都予算等に対し、別紙のとおり要望いたしますので、特段のご配慮をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

# 令和5年度東京都予算等に対する要望内容

## 1【概要】

- 東京納税貯蓄組合総連合会（以下「東総連」という。）は、納税貯蓄組合法（昭和26年4月10日施行、法律第145号）に基づき、納期内納税を目的として、昭和31年5月に創立した公益団体です。
  
- 我が国において、戦後の混乱期には、「税金を納める余裕のない人」、「納税の重要性を理解しつつも、一時に納税することが困難な人」等が多く存在し、国や地方を立て直すために必要な財政の健全化が危ぶまれていた時期がありました。このような時代背景の下に、納税秩序を回復し、租税の容易かつ確実な納付を促進するために、納税貯蓄組合が結成された経緯があります。東総連においても、創立の当初は、主に、納税準備預金等を活用した納税資金の貯蓄を会員に普及することなどを通じて、納期内納税の実現に努めてまいりました。
  
- その後、経済の発展と振替納税など多様な納税手段の普及を受けて、納税貯蓄組合の役割も時代に対応して変化してまいりました。現在は、税務行政に対する自発的な協力団体として、納税道義の普及と自主納付制度の確立に向け、地域に根差した納税キャンペーンや、次世代を担う若者への啓発活動、会員に対する実践的な研修など、税に関する広報・教育を中心とした公益性の高い活動を幅広く展開することにより、国及び地方の税務行政の円滑な推進に貢献しております。こうした東総連のこれまでの活動は納期内納税の考え方を広く社会に定着させる一助になったものと自負しております。
  
- 租税は、我が国の国土の発展と繁栄を根幹で支える行政活動の源泉であり、社会に必要なサービスの提供など、その使い道を自らが決める民主主義の原点です。納期内納税は、まさにそれらを体現するものとして、現在及び将来の、国並びに地方自治体の財政基盤の安定を図る上で極めて重要と考えます。東総連は、これからも傘下の48地区連合会、16万人の会員が一丸となって、税務当局と緊密な連携を図りながら、納税貯蓄組合法の本旨に基づき、納税道義の普及と自主納付制度の確立に資する取組みを、今まで以上に進めてまいりたいと考えております。

## 2【活動内容】

○東総連は、現在、次のような活動に取り組んでおります。今後も、納税道義の普及と自主納付制度の確立に資する取り組みを、今まで以上に進めてまいります。

### (1)中学生の「税についての作文」事業

中学生が、税に関する作文を書くことを通じて、税について関心を持ち、正しく理解を深めることを目的に、昭和42年から国税庁との共催により実施し、令和4年度で第56回。東京都からは都知事賞(1編)・主税局長賞(3編)を贈呈。初期の作文世代が親となり、子と体験を共有出来ることなどから、親子間のコミュニケーションツールとしても好評。

- ・ 令和4年度応募実績:677校、68,042編
- ・ 令和3年度応募実績:673校、67,135編

### (2)納期内納税推進キャンペーン

納税資金の備蓄、納期内納税、振替納税制度、電子申告・納税(e-Tax及びeLTAX)など多様なテーマについて地域に根差した会員が近隣住民など身近な都民を対象に税務情報を発信。

- ・ 令和3年度実績:44地区連、延べ約144日  
(月単位で長期間作文やポスターを展示する等の取組13件を除く)
- ・ 令和2年度実績:20地区連、延べ約100日

### (3)キャッシュレス納付の推進

キャッシュレス納付は、社会のデジタル化を通して、国民や企業の利便性向上を図る有意義な施策である。東総連では、令和3年度には、加盟する48地区連のほぼ全てにおいて「キャッシュレス納付共同推進宣言」を実施した。

令和4年度は、従来の口座振替納税制度に加え、ダイレクト納付やインターネットバンキングからの納付、スマートフォン決済アプリによる納付など、多様なキャッシュレス納付の普及・拡大に向けたPR活動に積極的に取り組んでいく。

### (4)会報「東総連」の発行(年2回)

東総連では、年2回(春号、秋号)、各2万部を発行しているほか、各地区連でも年1~2回発行。会員に対する税務情報の発信のほか、新規組合員獲得のためのツールとしても活用。

## (5)税務情報PR用グッズの作成・配布

「あなたの税金みんなのために」など納税の標語を刷り込んだグッズを東総連で一括して作成し各地区連合会に配付。税務広報チラシと組み合わせ、地域の区民まつりや市民まつり、産業祭、農業祭など、様々な機会に都民に配付し税知識の普及と納税思想の高揚に活用。

## (6)納貯組合員を対象とした税務研修会等の開催

東総連では、次代の納税貯蓄組合を担う人材を対象にしたリーダー研修などを年3回実施。各地区連では、より実践的なテーマによる研修を年1～2回実施。

## 3【要望内容】

- 東総連は、会員のボランティア精神に支えられた団体です。今後も、納税意識の高揚と着実な納税に資する取組みを、今まで以上に進めてまいりたいと考えております。
- この2年間は、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業が計画どおりに実施出来ない状態が続きました。そのような中でも、リーフレットを都税事務所の窓口や商店街の店頭配置したり、町会や自治会の掲示板にポスターを掲出するなど、ウィズコロナの時代にふさわしいキャンペーン手法を考えながら、活動に取り組んでまいりました。
- こうした中で欠かせないのは、団体の活動を支える財源の確保です。東総連では、これまで「納貯共済保険」制度を導入し受託会社である生命保険会社から保険手数料収入を得るなどの工夫を行ってまいりました。しかし、平成26年3月末の業務契約の終了をもって、自主財源の太宗を占めていた保険手数料収入を失うことになりました。
- 現在は、役員等への会費や賛助金の導入に努めるほか、会報への広告料収入や小口の保険手数料収入の獲得など、自主財源の確保に努めているものの、東京都からの補助金収入が東総連の活動を支える主要な財源となっております。
- 自主財源が減少している厳しい状況の中、自らも財政基盤を確立する努力を継続していく一方で、今後も地域社会とともに歩き、納税道義の高揚に努め、国家、社会に貢献する団体として活動出来るよう、引き続

き、東京都からの補助金を継続して措置していただけますようお願いいたします。

< 参考 >

令和 3 年度補助金額：41,546千円

令和 2 年度補助金額：38,977千円

令和 元 年度補助金額：42,782千円